

官報

号外

昭和四十年四月九日

○第四十八回 参議院會議錄第十三号

昭和四十年四月九日(金曜日)
午前十時二十一分開議

○議事日程 第十三号

昭和四十年四月九日
午前十時開議

- 第一 新東京国際空港公団法案(趣旨説明)
- 第二 国務大臣の報告に関する件(沿岸漁業等振興法に基づく昭和三十九年度年次報告及び昭和四十年年度沿岸漁業等の施策について)
- 第三 オリニピック記念青少年総合センター法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 製造たばこ定価法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 一、諸暇の件
- 一、特別委員会を設置するの件
- 一、社会保険審査会委員の任命に関する件
- 一、日程第一 新東京国際空港公団法案(趣旨説明)
- 一、日程第二 国務大臣の報告に関する件(沿岸漁業等振興法に基づく昭和三十九年度年次報告及び昭和四十年年度沿岸漁業等の施設について)
- 一、日程第三 オリニピック記念青少年総合センター法案(内閣提出、衆議院送付)

昭和四十年四月九日 参議院會議錄第十三号 議長の報告

一、日程第四 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)
一、日程第五 財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、日程第六 製造たばこ定価法案(内閣提出)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る三月三十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	柏原 ヤス君
地方行政委員	日高 広為君
同	田上 松衛君
同	石谷 憲男君
大蔵委員	鬼木 勝利君
文教委員	基 政七君
建設委員	前田佳都男君
予算委員	高山 恒雄君
同	奥 むめお君
同	岩間 正男君
同	鈴木 恭一君
決算委員	和田 鶴一君
同	佐藤 尚武君
同	青木 一男君
同	田中 清一君
同	丸茂 重貞君
懲罰委員	村尾 重雄君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

鬼木 勝利君

する法律案(野間千代三君外八名提出)

地方行政委員

石谷 憲男君

同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同

基 政七君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同

日高 広為君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同

柏原 ヤス君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同

田上 松衛君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同

鈴木 恭一君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同

村尾 重雄君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同

須藤 五郎君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同

前田佳都男君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同

奥 むめお君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同

丸茂 重貞君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同

和田 鶴一君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同

青木 一男君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同

高山 恒雄君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同

田畑 金光君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同

館 哲二君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同

向井 長年君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同

向井 長年君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同

田畑 金光君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同

新谷寅三郎君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同

田畑 金光君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同

向井 長年君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

した旨の通知書を受領した。

可した。

法務委員

農林水産委員

同

同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員

農林水産委員

同

同

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

産業公害対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

産業公害対策特別委員

同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

農林省設置法の一部を改正する法律案

戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を商工委員会に付託した。

小規模企業共済法案

同日委員長から左の報告書が提出された。

食料品総合小売市場管理法案修正議決報告書

昭和三十九年四月九日 参議院會議録第十三号 議長の報告

去る三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

農林水産委員

同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員

農林水産委員

同

同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

行政監理委員会設置法案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを公職選挙法改正に

関する特別委員会に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案 (三木武夫君外十一名提出)

去る五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

社会労働委員

通信委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

社会労働委員

通信委員

去る六日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

自治省設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

牛乳法案 (芳賀貢君外十一名提出)

同日内閣を經由して土地調整委員会委員長から、

土地調整委員会設置法第十九条の規定に基づく昭

和三十九年土地調整委員会年次報告書を受領し

た。

昨議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

同

同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員

文教委員

同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

農林水産委員

運輸委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

大蔵委員

文教委員

同

同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

農林水産委員

運輸委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

浅井 亨君

松本 賢一君

柏原 ヤス君

田上 松衛君

熊谷太三郎君

源田 実君

栗原 祐幸君

村山 道雄君

中尾 辰義君

沢田 一精君

江藤 智君

山崎 齊君

上林 忠次君

高山 恒雄君

増原 恵吉君

村上 春蔵君

戸叶 武君

阿具根 登君

久保 等君

大和 与一君

稲葉 誠一君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

昭和四十年四月九日 参議院會議録第十三号

議長の報告 會議 請假の件 特別委員会を設置するの件 議事日程追加の件 社会保険審査会委員の任命に関する件 新
東京国際空港公団法案(趣旨説明)

四七四

恩給法等の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 外務委員会に付託
港湾労働法案 社会労働委員会に付託
中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案 商工委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

外務省設置法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案可決報告書

財政法の一部を改正する法律案可決報告書

製造たばこ定価法案可決報告書

同日委員長から左の報告書撤回要求書が提出された。

食料品総合小売市場管理会法案修正議決報告書撤回要求書

同日議長は、左の審査報告書の撤回を許可した。

食料品総合小売市場管理会法案修正議決報告書同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日議長は、左の審査報告書の撤回を許可した。

食料品総合小売市場管理会法案修正議決報告書同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日議長は、左の審査報告書の撤回を許可した。

食料品総合小売市場管理会法案修正議決報告書同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日議長は、左の審査報告書の撤回を許可した。

食料品総合小売市場管理会法案修正議決報告書同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日議長は、左の審査報告書の撤回を許可した。

食料品総合小売市場管理会法案修正議決報告書同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日議長は、左の審査報告書の撤回を許可した。

食料品総合小売市場管理会法案修正議決報告書同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日議長は、左の審査報告書の撤回を許可した。

食料品総合小売市場管理会法案修正議決報告書同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日議長は、左の審査報告書の撤回を許可した。

食料品総合小売市場管理会法案修正議決報告書同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日議長は、左の審査報告書の撤回を許可した。

食料品総合小売市場管理会法案修正議決報告書同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日議長は、左の審査報告書の撤回を許可した。

食料品総合小売市場管理会法案修正議決報告書同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日議長は、左の審査報告書の撤回を許可した。

食料品総合小売市場管理会法案修正議決報告書同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日議長は、左の審査報告書の撤回を許可した。

食料品総合小売市場管理会法案修正議決報告書同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日議長は、左の審査報告書の撤回を許可した。

食料品総合小売市場管理会法案修正議決報告書同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日ソウエト社会主義共和国連邦會議議長イ・スピリドノフ氏から議長宛、去る三月二十日議長から同氏宛ウオースホート二号の成功に対する祝電を発送したのに対し、左の礼状を受領した。

人間衛星船「ウオースホート二号」の宇宙飛行成功に際し、御祝電をいただき感謝申し上げます。

○議長(重宗雄三君) これより今日の會議を開きます。

この際、おはかりいたします。田中清一君から、病氣のため二十九日間請假申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よって許可することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

国際労働条約第八十七号等特別委員

江藤 智君 加賀山之雄君

亀井 光君 久保 勤一君

草葉 隆國君 後藤 義隆君

鈴木 恭一君 竹中 恒夫君

野本 品吉君 長谷川 仁君

丸茂 重貞君 三木與吉郎君

安井 謙君 山崎 齊君

吉江 勝保君 岡田 宗司君

北村 暢君 小林 武君

鈴木 強君 中村 順造君

横川 正市君 吉田忠三郎君

渋谷 邦彦君 田畑 金光君

佐藤 尚武君

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、社会保険審査会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○國務大臣(松浦周太郎君) ただいま議題となりました新東京国際空港公団法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

最近におけるわが国経済の目ざましい発展に伴い、航空輸送需要は、国際線、国内線ともに激増の一途をたどりつつあります。現東京国際空港も、昭和四十五年ごろには、その能力の限界に達するものと予想されるのであります。加うるに、近時の科学技術の発達に伴う航空機の進歩は著しく、現在開発途上にある超音速旅客機も、早晩実用化されることが明白であります。現東京国際空港においては、これが受け入れは不可能と考えられるのであります。欧米主要国においても、超音速旅客機の出現に対処すべく、すでに新たな大空港の建設計画を立て、あるいはこれを実施に移しつつあります。このような現東京国際空港の量的及び質的な行き詰まりを打開し、あわせて、わが国の国際航空における要衝としての地位を確保してゆくため、東京都の周辺に、新東京国際空港を早急に整備することが強く要望されているのであります。

従来、国際空港の整備は、政府が直轄事業として行なってきたところでありますが、新東京国際空港の建設は、きわめて大規模な事業であり、しかも急を要するものでありますので、政府といたしましては、かねて、これを円滑、かつ、効率的に行なうため、別個の組織を設けて、専心この事業に当たらせることを考慮いたしておりましたところ、航空審議会からも同様の趣旨の建議がありましたので、その趣旨をも尊重し、具体策について検討いたしました結果、新東京国際空港の建設及び経営については、公団方式を採用し、その建設段階から一貫した責任体制のもとに強力にこれを推進すべきであるとの結論に達し、この法案を提出した次第であります。

この法案の内容は、政府の出資により、新東京国際空港公団を設立し、新東京国際空港の設置及び管理を効率的に行なわせることにより、航空輸送の円滑化をはかり、もって航空の総合的な発達

に資するともに、わが国の国際的地位の向上に寄与せんとするものであります。

以上がこの法案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。吉田忠三郎君。

〔吉田忠三郎君登壇、拍手〕

○吉田忠三郎君 私は日本社会党を代表して、ただいま説明されました新東京国際空港公団法案について質問をいたすものであります。質問の前に、私は、今後の国会運営のあり方について、若干、自由民主党の總裁たる佐藤總理大臣に伺つておきたいことがございます。そのことは、申すまでもなく、本院の運営がここ数日間滞滞したことであり、御承知のとおり、このことの最大の原因は、農林水産常任委員会において、仲原委員長が、理不尽な、自由民主党のみで単独審議、強行採決をしたことによるもので、まさに民主的な議會運営と国会ルールを無視したもので、断じて許されない行為であります。

總理は、昨年の十一月二十五日の本会議におきまして、わが党の藤田議員の質問に答えて、「過去におきまして、あるいは単独審議とか、あるいは強行採決とか、かようなことがしばしば行なわれましたが、私は、民主政治のもとにおいて、かようなことはまことに忌まわしいことだと思ひます。私のところではございませぬ。」と答へました。さらに、十二月九日、予算委員会で、阿具根議員に対して、「過般もお尋ねのありました強行採決あるいは単独採決、これは私のところではないところでありまして、これを申し上げたのであります。」、さらにつけ加へまして、「私は、本来、かような強行採決、単独採決、こういうことがしばしば行なわれるということは、まことに遺憾なことだ、さような意味から、私はかようなことはとらない、こういう気持ちでございます。」と答へ、言明をいたしたところであります。これは国会を通して国民に公約したものであります。しかるに今回、仲原委員長のとつた態度は、

前に申し述べた總理の答弁と方針に逆行しており、まことに遺憾と言わなければなりません。国民に公約をしてきた重大なる事柄だけに、この際、總理大臣の見解を求めるものであります。

次に、新東京国際空港公団法案について御質問いたします。この際、總理並びに関係各大臣の所信を明らかにしていただきたいと思います。

まず、佐藤内閣の運輸交通政策の基本について伺います。政府は、さきの所得増進計画の中で、交通機関の利用者たる国民の立場に立つて将来の交通体系の構造的発展を促進する投資策がとられるべきであると、国民に公約をしたのであります。總理もまた、池田政策を踏襲する旨たびたび言明してきたところでございます。特に、人間尊重、ひずみの是正を政策の基本として、大々的に宣伝をいたしてまいりました。しかるに、運輸交通の現状は、政府の宣伝とは全く逆に、ますます悪化の傾向にあります。その一例は、都市交通政策で明らかのように、交通麻痺の問題、通勤通学輸送の問題、安全、保安の対策、陸切の問題等々、幾多の問題が山積してあります。これに対して、政府は、いまだ効果的かつ具体的な施策を施していないのであります。私は、この機会に、總理の言う人間尊重、これを基調とした運輸交通政策とはいかなるものか、具体的に示していただきたいと思います。

次に、航空政策についてであります。わが国の航空の現状は、政府みずから認めているように、国際的には市場条件としてはきわめて恵まれているにもかかわらず、諸施策はこれに反し、まことに立ちおくれの感があります。しかも、今日これらはいまだ何ら克服をされていません。その一つに、国際的な問題があります。すなわち、国際航空協定の問題です。不平等きわまる日米航空協定、対イギリス、フランス、バキスタン等々の航空協定問題、加えて日ソ航空協定、とりわけ日中相互乗り入れなど、未解決の案件が山積してあります。かかる問題を總理はいかに処理する考えか。特に日米航空協定のことは、過去二回にわたり

交渉、今日、政府は交渉再開をアメリカに申し入れたとのこと、これに対し依然としてアメリカ側は強硬な態度であり、なお壁は厚いと言われているのであります。總理は、さきにジョンソンとの会談結果を過大に評価をし、もっぱら国民に向けて宣伝をしてきたところであります。私は、今日までの交渉経過、またその実績から見れば、結果的に、国内向け宣伝とは全く逆に、アメリカに對して政府はきわめて弱腰で、後退の連続であります。このことは、まさに、佐藤内閣の外交姿勢がアメリカ一辺倒であり、軟弱外交であるかを、みずから暴露したものと云わなければなりません。もしそうでないとするならば、總理は、即時、日米不平等航空協定をすみやかに改定するため、アメリカに對し、強力な発言と、より積極的な行動を、身をもつて起こし、国民の負託にこたえるべきであると思ふが、その決意のほどを伺いたいのであります。

また、今日、内外を問わず、一般的に航空企業者は、いわゆる政府の航空政策では先を見越した事務計画を立てられないと批判しています。總理はこれに對してどうこたえるか、政策の基本問題だけに、明快な答弁を求めます。

次に、航空の実態について伺います。一言にして申し上げれば、わが国の航空は日本のものではなないといふことであります。その中心たる東京上空の航空管制上の問題が確固たる証拠として記録されます。ブルー・ラインの問題、軍民共用問題、つまり航空管制図が示すとおり、東京上空はまさに空路のひずみと言わなければなりません。このことは、明らかに日米安保条約に基づくもので、いまだ航空管制は、アメリカの占領体制、いかなる戦時体制下にあると言つてもあて過ぎではないのであります。この弊害は、今日、日本の随所にあらわれています。特に、ただいま問題になっている新国際空港問題の中にも存在をしているのであります。私は、この弊害を取り除くことなくして、わが国の航空、とりわけ空港問題を論ずる価値もなければ、何の意味もないと信ずるのである

ります。したがって、總理は、東京上空の航空管制上のいわゆるひずみを具体的にいかにして解消しようとしているのか、伺つておきたいのであります。

私は、根本的な解決策は一つあると考えます。それは勇氣の伴ふこととでございます。また決断が必要であります。端的に申し上げますれば、それは、東京周辺米航空軍事基地の返還を求めることにあると考えます。總理は、この際、米軍事基地返還要求を国民の名において求める御意思ありやいなや、率直に伺います。

次に、本法案を提出するに至つた経過についてであります。

政府諮問機関たる航空審議會は、昭和三十八年十二月に、諮問第九号に對する答申を行ないました。その骨子は、空港の規模、候補地、航空管制上の関係、騒音問題、気象条件、建設工事上の問題等々からなつております。政府は、一年有余の日時が経過した今日、この答申をどのように扱おうとしているのか。また、関係閣僚懇談会での意見一致を見ないとの風説もあるが、所管大臣たる運輸大臣から、この間の経緯を伺つておきたいと思ふのであります。

また、今日までの討議の中で、河野國務大臣の意見が何かと取りざたされています。その一例を新聞記事で紹介してみよう。一つには、「運輸省案を上げた」、「二つには、「法案だけは折れ合ったが勝負はこれから」、「河野松浦両相鋭く対立、応援団も二つに」等々であります。国民には何のことやらさっぱりわかりません。まさに奇々怪々と言わなくてはならないのであります。この際、懇談会座長たる河野國務大臣の、忌憚のない、この間の経緯を説明していただきたいのであります。

また、この問題をめぐって、一説には、佐藤内閣内部の主導権争いの材料ともなつていふ言われております。今日、財界首脳、自由民主党国会議員ともども、入り乱れてたまたまわれているような印象を率直に受けるのであります。この問題

は、何と申しましたも、第一義的には、国民の理解と納得の上に立たなければなりません。いやしくも、政治や権力、利権、そして与党たる自由民主党の主導権争いなどの党略に使われては、断じて許すことのできないこととあります。総理は、この問題解決のために、いかなる考えを持っておられるのか。

次に、運輸大臣に答弁を求めます。

第一に、米軍基地との関係、航空管制、技術の発達に伴う空港建設の諸条件整備の問題。

第二に、騒音の問題、公害問題に対する具体的な対策を示していただきたいのであります。

第三に、候補地の問題であります。審議会の答申では、霞ヶ浦であり、その二は千葉県富里地区であります。私は、この答申は事務的に単純に扱われたものではないかと理解しています。なぜならば、この両地区は、それぞれ特殊条件を持っており、一つは、移転戸数千八百戸をかかえる、いわゆる富里地区の問題があります。しかも、この問題は、いづれも、政治行政上きわめて複雑困難なる事情をはらんでおります。加えて、周辺住民に与える騒音被害は、はなはだしいものであります。したがって、ただいま今日の段階では、両地区とも不適地と言わなくてはなりません。政府はこの際、新たな観点に立って建設地を検討すべきものであると考へます。元来、新国際空港は、平和な国際連帯に沿ってつくらるべきものであり、いやしくも、戦争目的や軍用地として、ひとりわが国住民の犠牲の上にのみ、つくられてはならないものであります。この際、運輸大臣の答弁を求めます。

最後に、総理に、政治のあり方について伺います。

総理は施政方針の中で、政治の基本は人間尊重だと説きました。私もそのとおりだと信じます。しかるに、運輸大臣は去る三月十九日、にわかに、候補地は富里である旨、発表しました。総理、この富里地区は、移転を要する農家戸数は三

千三百戸あると、千葉県庁の調査でも明らかになっています。しかも、富里・八街地区は、千葉県が誇る農業生産性の高い地方でございます。赤城農林大臣の自賛する農業構造改善指定地でもあります。したがって、農民の営農意識はきわめて高いのでございます。それだけに、空港建設には強い反対をされているのであります。こうしたときに、今日、政府が一方的にこれを押しつけようとすることは、総理の唱える人間尊重の精神にも、もとより、憲法違反の疑いも生ずるのであります。したがって、断じて許されない行為だと私は考へます。総理の見解と、日本農業の振興対策から農林大臣の答弁を私は求めます。

私は、本来、この種空港の建設は、答申で指摘しているように、その基本は、第一に、資金調達にあると考へます。二千億円もの建設費をどう調達するかという根本的な問題が、今日なお残っているものであります。資金調達は、候補地選定以上にむずかしい問題だと考へます。大蔵大臣の所見と、いかなる資金調達計画を持っておられるのか、具体的に明らかにしていただきたいのであります。

私は、この資金調達の問題と、航空安全を守るために、航空管制上の諸問題を解決することこそ先決であり、しこうして、候補地を選定し、その上に立って初めて公団設置の提案がなされるべきものだと思へます。候補地選定を急ぐあまり、いやしくも、国家百年の大計を誤ってはなりません。かかる見地から、今回政府のこうした態度は、残念ながら、まさに本末転倒と言わなくてはならないのであります。あえて政府の反省を強く求めまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤栄作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤栄作君) 答へたいと思います。

私も、最近の参議院の運営につきましてはしばらく遅滞したという点について、たいへん心配いたしております。しかし、さすがに皆さま方の良識によりましてこれが解決をした、このことを非常に喜んでおります。私は、ただいまお話をあ

りましたことと、しばしば、単独採決あるいは強行採決、こういうようなことは私のとらないところであり、そういうことを申し上げてまいりました。その点はよく御承知のことだと思ひます。しかし、同時に申し上げておきたいことは、国会の審議は、できるだけその審議を尽くさなければならぬ、そういう意味において審議を尽くした結果、最後には、やはり民主主義のルールもあるのだ、ということをつけ加えたと思ひます。(拍手)私は、それらの点につきまして、国民の期待するものは、お互いが国民の代表として十分審議を尽くしたかどうか、そうして最後に、その意思決定をするその場合に、民主主義のルールが守られたかどうかということにあると思ひます。そういうふうに私は努力したいと、かように考へております。

次に、ただいまの運輸大臣の説明についてお尋ねがございました。私が答へるのは二、三点にいたしまして、あとはその他の大臣にお答へをいたさせたいと思ひます。

まず第一は、運輸交通政策の基本はどうかというお尋ねでございます。私は、海陸空、この三つの交通政策の観点に立ったときに、いづれの場合におきましても、交通機関は、安全、迅速、正確であること、この三つをあげたいと思ひます。ことに、その安全ということについては最も力を入れないければならぬ。もちろん、こういう際でありますから、迅速でなければならぬ。しかもまた、それが正確でなければならぬ。この三点が、運輸交通の基本的な考え方だと思ひます。この点に立ちまして、それぞれ、空におきましては、航空機の整備、あるいは空港の整備、また要員の確保等が問題でありまして、さらに輸送力を増強する意味においても努力を払わなければなりません。航空の問題においては、国際航空、同時に国内航空等につきまして、航空路の開闢等いろいろ努力しておるところであります。また、鉄道の輸送におきましては、陸の輸送におきましては、ただいまのような基本的原則に立ちま

て、そして今日真剣に取り組まなきゃならぬものは、御指摘にありましたように、ラッシュアワーの解消であるとか、あるいは路切の問題であるとか、その他、騒音等につきましても真剣に取り組んでいくことが望ましいと、かように思ひます。また、海の問題につきましても、輸送力の増強、これらのことは十分はかっていかなければならないと思ひます。今日、吉田さんの特に注意されたことは、おそらくこの交通政策として鉄道輸送に特に重点を置かれたのではないかと思ひますが、御希望の点は、そういうことで、経営者、特に管理者等が非常な注意を払っておることをつけ加えておきます。

次に、ただいまの国際航空の問題でございますが、ただいままでに問題になっておりますのは、日仏、日英、日バ、日ソ、日中等、いろいろあるが、特に日米間について、日米航空協定が、過去二回も交渉して、まだそれが解決しておらない、至急にこれに對しての態度を示せということでございます。私は、過般ジョンソン大統領と会談をいたしました際も、日米間の不平等航空協定、その実情を改善すべきことを強く申し出たわけでありました。その点は共同声明にも伝えられております。また、新聞報道等も十分伝えておると思ひます。今日、ビヨンド・ニューヨーク、こういう意味の国際線の開設、これがわが航空界の悲願といえますが、熱望しておるものである。そういう意味において、政府も十分の力をかすつもりでございます。もちろん、これは日米間だけの問題でなく、欧州各国もこの線について関心を持っておる問題であります。なかなか容易な問題ではない、かように思ひますが、日米両国とも、その基本的な態度には十分の理解があるようでございますので、これは積極的に進めてまいりたいと思ひます。

日仏、日英、日バ等につきましては、これは他的大臣からお答へをいたしますから、お聞き取りをいただきたいと思います。

日ソ間の問題につきましては、過般、ソ連首相

から私に手紙がありました。この日ソ航空協定を結ぶべきであるという問題を取り上げようというのを申し立てますが、この点は、御承知のように、外国の飛行機がシベリアの上空をいつになったら通ることを許してくれるかという問題があるのであります。ただいま、そういう点についてのソ連側の意向がはっきりしていません。ただいま航空交渉はいたしたいと思いますが、どういふような結論が出てくるか、しばらく申し上げかねるという状況であります。

日中間の問題は、しばしば言われておりますけれども、ただいまの状態のもとにおきましては、日中間に航空協定をつくる、これはその時期にあらず、かように私は考えております。両国間の問題が、さらに改善をみた後において、こういう問題が取り上げられるべき筋のものとございます。

また、東京の上空の問題につきまして、ブルー一四の点に触れられましたが、この点は、米軍基地の返還を要求する意思ありやというお尋ねでございますが、ただいまそう簡単に返還を申し出るつもりはございません。この点は、はっきり申し上げておきます。

それから、この第二空港の決定でございますが、これはもちろん、お説のとおり、国家的見地に立つてこれは決定する、かような態度を堅持しております。御了承いただきたいと思っております。

最後に、富里地区についてのいろいろのお尋ねがございましたが、これは申すまでもなく、今日の段階におきまして具体的な候補地等の名前をあげることは、私は、不適當だと、かように思いますが、いずれにいたしまして、この具体的な候補地をあげる段階ではまだありませんので、慎重に国家的見地に立つて決定をする、かような政府の態度であることを御了承願いたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣松浦周太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(松浦周太郎君) 答えたいいたします。ただいま総理大臣のお答え漏れになっている点だけを答えていたと思います。

イギリスにつきましては、現在、協定改定の交渉を行なっておりますのでございます。また、フランスとの問題については、特に現在問題になっておるところはないのでございます。パキスタンが一年来、中共を経由して東京乗り入れをわが国に要求してきておるのでございますが、現段階では、これを認めることは適當でないと考えております。

そのほか、東京の上空は、ほとんど空港交通管制がひずんでいるではないか、まるっきり、もう合衆国軍に占領されてしまつておる、こういうこととございしますが、これは御承知のように、ブルー一四というものがあつて、東京より西のほうにはもちろん行けませんから、東京の東北部に新空港を設けるということについていろいろ検討しておるのでございます。この米軍の基地を返還というのでありますが、われわれ返還ということとは、この際、安保条約の関係で使いたくないのでありますが、これを利用してくれということについては、過般、関係閣僚懇談会におきまして相談の結果、外務省を通じて交渉することになっております。

その次の問題については、関係懇談会の経過における云々ということがございましたが、これは、新国際空港はわが国の表玄関をつくるのであると、したがって、航空路線網の中心となるものであつて、重要な国の施策でございしますので、関係閣僚会議を設けて、特に建設候補地や、そのあり方については、慎重に検討しておるのであります。別にこれは意見の対立とかそういうものはありません。お互いに慎重審議をいたしておるのでございます。これは国家的見地によつてやっているのでございます。

また、空港建設地の決定の最終決定権はだれにあるかということがございましたが、その建設地は、この法案にも明記しているとおり、最終の決定は政令で定めるのでありますから、閣議においてこれを決定するのでございます。それから、「新国際空港建設についての現在ま

での調査の結果を明らかにせよ」ということでございますが、新東京国際空港の建設につきまして、従来から、関東地域、東海地域について、幅広く立地条件の調査を行なつてまいりました。この間、航空審議会への諮問及び答申があり、また、関係閣僚会議及び関係事務次官会議が設けられ、特に空港の候補地について現在まで慎重な検討が続けられておるのでございます。

さらに、御質問の重要な点は、「新国際空港建設地の設定については、地域住民の利害関係を深く考慮するとともに、平和な国際連帯の考え方で処理すべきである、これに対する政府の考えいかん」ということは、これは重要な問題であります。新東京国際空港の建設は、わが国経済及び文化の発展のために重要なものである。したがって、その建設地の決定にあつては、諸般の観点から慎重に検討を加え、関係地元住民に対しまして、その必要性を理解していただくとともに、用地決定後は、補償等についても万全の措置を講じていきたいと考えておるのでございます。

この見地に立つてやっておりますのでございますから、関係閣内、その摩擦があるとか、そういう、新聞に流布されるようなことは、一々問題にされては困るのであります。われわれは、どこまでも真剣に、国家的見地でやっております。(拍手)

〔国務大臣河野一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(河野一郎君) 私に対してお尋ねは、総理並びに運輸大臣からお話し申し上げましたところで大体済んでおると思ひますけれども、これを要するに、この問題につきましてもいろいろお話がございましたが、問題が非常に重要であり、しかも緊急を要する問題でございします。閣内におきましても、運輸省はじめ、農林省、建設省、その他関係する省が非常にありまして、これらの間に十分に総合的に意見の調整を済ませまして、そういう意味合いから、関係各省、各大臣の間に十分に意見の調整をいたしております。そういうことが、たまたまその時点々々において、いろいろ

ろのことが新聞等に出ることがありますけれども、ただいま運輸大臣からお答え申し上げましたとおり、これらは、個々の問題についていろいろ意見がある、しかし、ただいま法案の提出にあたりまして、内閣におきましても、基本的にすみやかに調査を進めて、そして最終的な決定をするというこの基本方針をきめて、目下調査中であります。

したがしまして、なるべく早い機会に候補地を決定して、そうしてこの法案の裏づけをしてまいるといふことに相なつておるのでございまして、その間に、お話になりましたような、意見の対立であるとか、なんとかというようなことは、全然ございしません。円滑に、順調に、調査を進めて最終決定をするということにいたしておりますから、しばらくおまかせをいただきたい、こう思うのでございます。(拍手)

〔国務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕

○国務大臣(赤城宗徳君) 新東京国際空港の設置場所につきましては、御承知のとおり、その候補地につきましては、政府部内で検討が進められていく段階でございします。でありますので、どの地区がどういふような批判をこの席で申し上げることは差し控えたいと思ひますが、いずれにいたしましても、その地域の農林漁業との調整を要する問題がたゞさんございます。農林省といたしましては、当該地域の農林漁業の状況等を十分勘案しまして、所要の調整をはかるよう、慎重に検討していく所存でございします。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角榮君) 新空港の建設費の調達方法及び資金計画についての御質問にお答えを申し上げます。四十年度は、御承知のとおり、準備期間でございしますので、三十九年度の繰り越し予定額九千万円プラス四十年度分の三千万円を合わせまして、一億二千三百万円を計上いたしてございします。公団につきましては五億円計上いたしたわけでございます。建設が始まれば、政府出資、借り

入れ金等によりまして、所要の財源確保に遺憾なきを期したいと思っております。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 浅井亨君。

〔浅井亨君登壇、拍手〕

○浅井亨君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま提案されました新東京国際空港公団法案について、総理並びに関係大臣に若干の質問をいたしたいと思ふのであります。

質問の第一点は、わが国の航空政策についてであります。

言うまでもなく、今日の交通政策は、国際収支の改善、文化の交流、産業基盤の強化等の推進を基本的目的としたものであります。その中にある、国際航空は、外貨の獲得、節約等の国家的利益と、国威の発揚等の国家的使命をなっており、このため、各国は、競って自国の航空会社に多額の援助を与えて、国際航空における地位の向上に、つとめてゐるのであります。わが国の航空政策も、当然この方針に沿つて講ぜられるべきものであります。事実、わが国の航空交通は、経済成長と相まって、実に目ざましい発展を示しております。ところが、これに対する政府の航空政策はといふと、その発展に應ずる短期の事業計画すらも満足に立てられない状態なのであります。このため、機種の大規模な更新、高速化といふ世界的な要請にも即応できず、かろうじて、YS11という国産ジェット機が量産体制に入つたようなありさまであります。このことは、国際収支にも影響を及ぼすことは明らかであり、年々増加する航空収支の赤字は、国際収支の将来に暗い影を投げかけているのであります。私は、これらの現実を直視して、佐藤総理に、交通政策における航空交通の位置づけを明らかにしていただくとともに、航空事業の年次計画の構想の有無及び航空収支対策についてお伺いしたいと思ふのであります。

質問の第二点は、航空協定についてであります。

わが国と航空協定を締結している国は、昨年度に、仮調印を含めて二十三カ国に及んでおります。しかし、その中で、ただ一つ、米国とは、航空協定の基本とも言うべき首都乗り入れが認められておらず、米国の一方的な政策に、じゅうりんされているのであります。もしも、このまま推移するならば、今後予想されるべき日ソ、日中の航空協定にも悪影響を及ぼすことは必至であり、かつ、国際航空における地位の向上にも大きな支障となつてまいります。そこで、総理にお伺いしたいのであります。今年初頭のジョ・ソソン会談で、当然話題になつたと思うのですが、総理はどのような要求をされ、また、どのような回答を得られたのか、明白にしたいと思ふのであります。それと同時に、米国があくまで首都乗り入れを拒否するならば、協定を破棄する覚悟があるかどうか、お聞かせ願ひたいと思ふのであります。さらに、日ソ、日中航空協定の締結について、これを積極的に推進するべきであると思ひますが、政府はどうか対処されるのか、お答え願ひたいのであります。

質問の第三点は、新東京国際空港建設計画についてであります。

当局の計画によりまして、昭和四十五年までに、主要滑走路二本及びこれに対応する諸付帯施設の建設をおもな内容とする第一期工事を完了し、五十年までに全工事を完了する工程計画であると聞いております。ところが、いままでの経過を見てきますと、候補地の決定もできない状態であり、たとえ近い将来において候補地の決定を見たとしても、今度は土地の取得で多くの日数を要するのではないかと考えられるのであります。はたして計画どおりに工事が完了できるのかどうか疑問なのであります。この点に關して運輸大臣の所信を明らかにしていただきたいと思ひます。

質問の第四点は、候補地の決定と用地獲得対策であります。

大臣が確固たる決心を持つておるならば、この問題は解決するのではないかと思ふのであります。いままでのそのいきさつにつきまして、明瞭にそのお答えをしていただきたいと思ふのであります。大臣は、いづごろまでに、はっきりした候補地を決定するつもりでありますか。最近、新聞の報道によりまして、建設用地に対する政府首脳の基本方針が固まつてきたように報道されております。この点について、国民の前にそのいきさつを明らかにしていただきたいと思ひます。また、用地獲得についてでございますが、候補地と目されている所では、地元民から強い反対があるものであります。地元民にとっては、生活権にもかかわることでありまして、当然と思ふのであります。その不安を除去するために一段と充実した方策が必要であります。政府はどのような対策を考へておられるのか、お伺いしたいのであります。また、地元民にとっては、これに伴つて職業転換という難問題があるものであります。この点の対策はどのようにお考えになっておられるのか、明確にしたいと思ふのであります。

質問の第五点は、資金確保であります。

所要経費は二千億円ないし三千億円といわれており、その調達には、長期、短期の借入れ金と空港債となつております。そこで、大蔵大臣にお尋ねしたいのは、相当多額の空港債が発行されることになるわけでありまして、その債券を消化する前提たるべき公社債市場をどう育成されるのか、はたして引き受けるだけのゆとりがあるのかどうか、また利回りなどの条件もかなりよくしなければ消化できないのではないかと思われるのであります。これらについて、どうお考えになっておられるのか。さらに、債券発行に伴う利子がばく大であることを思うとき、将来利子補給されるのかどうか、この点、明らかにしていただきたいと思ひます。

最後にお尋ねしたいのは、本計画がいたずらに政争の具に供されてゐるのではないかと、このことではあります。すなわち、現在までの経過を見ますと、何力所かの候補地があげられておりますが、その推薦者には必ずといっていいくらい、いわゆる政界の実力者の名前が見られるのであります。しかも、これらの実力者が、随所においてかつてな発言をするために、候補地にあげられたところの農民は、満足に作付もできなければ、家の改築もできない、子供の進学についても迷つてゐる。また、賛否両者の陳情費用等に、住民は頭をかかえて悩んでゐる。さらに、悪質な土地ブローカーが暗躍し、目に余る地価のつり上げが行なわれているのであります。これらの深刻な住民の被害は、すべて実力者の無責任な発言によるものであります。そればかりではありません。土地選定をめぐる党内の不統一は醜態の限りであり、国民には党内における激しい主導権争ひの一環としか考えられないのであります。国民とともに進むと言われた佐藤総理の約束は、いまや画餅に帰せんとしてゐるのであります。国民は、佐藤内閣のこのような国民不在の政治姿勢に深い疑惑の目を向けてゐるのであります。これらに対する政治責任を、総理並びに運輸大臣はどのように感じておられるのか、この際、国民の疑惑を一掃するためにも、明確な答弁を要求いたしまして、私の質問を終了いたします。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) わが国の航空政策につきまして、先ほど吉田議員にお答えした点もありませんので、重複を避けまして、そのときに申し上げなかつた点につき、また特別にお尋ねの、日本の航空事業についてどういう位置づけをしてゐるのかという点に、特に力点を置いて、お答えをいたしたいと思います。ただいまのお話にもありましたように、もちろんこの国際空港ともなれば、国際収支にも関連し、また、国内航空も最近非常に需要がふえてまいつております。そういう意味で、この新しい交通機関としての航空機、これは政府もたいへん将来性を考えて力を入れてゐるわけでありまして、御承知のように、日本航空という会社ができてゐる、これがすでに、政府がこの会社を

つくり、またそれに対して財政的にも援助をし、また資金の獲得等についても特に注意しているという事で、航空の基本をこの会社に置き、そうして国際航空、特にその伸展ぶりについて、政府が見守っている、こういう実情にあることを御了承いただきたいと思います。ことにまた、見方を変えてみますと、わが国は国際航空路の要衝に当たっている。ただいま申し上げるように、すべての——欧州からも、米州からも、日本を経由して、そうしてアジアに出かける、またアジアを経由して日本、さらにビヨンド・トゥキョウ、こういう意味で、米州にもつながっていくと、こういうことを考えまして、いわゆる国際航空路の要衝にある日本、その地位を確保したい、さらにまた、それを高めるという努力をしたい、こういう考え方を持っているものであります。

今日御審議をいただきました、第二東京空港の公団をつくらうというのも、こういう国際的要請にこたえる、かような意味でございまして、これから先、どんな大型化し、高速化していく際でございますので、将来を考えまして、一そう力を入れていかなければならない、かように思います。

また、国際航空協定についてのお尋ねがございましたが、これは吉田君に対する詳細なお答えをいたしましたので、この際は、その点は御了承いただききたいと思います。

最後に、今回の空港決定について、実力者がいろいろと容喙しておる云々というお話がございましたが、どうも私にはこれがのみ込めなかつたのであります。先ほど吉田君にお答えいたしましたように、この大事な空港の決定であるから、どこまでも国家的見地立に、そうして最終的にこれを決定する。もちろん、こういう事柄は、長く時間をかけますと、いろいろ迷惑する方もあるようでありまして、慎重な調査はいたしますが、その調査がまとまれば、内閣におきまして、私が責任を持って決定する、かように考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣松浦周太郎君登壇、拍手〕

昭和四十年四月九日 参議院会議録第十三号

新東京国際空港公団法案(趣旨説明) 国務大臣の報告に関する件(沿岸漁業等振興法に基づく昭和三十九年度年次報告及び昭和四十年年度沿岸漁業等の施策について)

○国務大臣(松浦周太郎君) 内閣総理大臣がお答えになりましたから、多く申し上げることはいたしません。ただいまの御質問の中で私のお答えすべきものは、新東京国際空港の完成がいつごろを目途としているか、また、資金確保その他具体的な方法はどうかという御質問に対してでございます。

新東京国際空港は、昭和四十五年ごろを予想されておる。現在、東京国際空港羽田は、量的に行き詰まっております。つまり、超音速機SSTが昭和四十五年に来たとしても、羽田は四十五年まで保つか保たぬかというところでございまして、まずこのことを片づけることが大事でございまして、これに対処するのとあわせて、近い将来に世界の主要国際空港に就航すると考えられる超音速機の受け入れ態勢を整えるということが、この際の重要な問題であります。このような要請に対処するために、新東京国際空港は、昭和四十五年ごろを目途として第一期工事を完了すべく、諸般の準備を進めております。

また、建設に要する資金としては、政府から出資及び融資のほか、公団債の発行による民間の資金の導入も考えておる次第でございます。先ほど運輸大臣は閣議が決定すると言ったじゃないか、こういうことでございまして、閣議に案を提案する権限及び閣議の了承を得て決定するのは運輸大臣であります。この閣議を総裁されるのは総理大臣でございます。結論は総理大臣でありまして、私が、私も、この閣議に案を出し、それを了承を得て決定を受けるといふだけのことはしなければならぬと思っております。

それから、いままで一体何をしていたのだ、非常なおしかりでございますが、各省の意見を取りまとめるために——それはこれだけの大きな問題でございますから、皆さんのいろいろな意見がございまして、自分に権限があるとして、閣内の意見を統一しないで行なうことはできません。したがって、その意見をまとめることが重大でございまして、河野先輩がこのことに当たられて、い

ろいろと皆さんの意見をお聞きしておって、統一しておられる。それがだんだん話はずり煮詰まっております。そこで、それには本法律を早期に決定してもらって、そうしてこれの第二条の条項を受けて場所の政令をきめるということになっておりますから、願わくはこの法律を早く決定していただきたいと、重ねてお願い申し上げます。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角榮君) 私のお答えいたすべきものは、新空港建設資金の問題についてでございます。

本件につきましては、先ほど吉田さんにお答えをいたしました。空港の規模、年次資金計画、それからそのときの財政事情等によって、おおむね政府出資、借入れ金等によって遺憾なきを期しますと、こうお答えを申し上げたわけでございまして、空港債をどの程度発行するかということでございますが、先ほど申し上げたとおり、まだ事業計画がきまっておられませんので、どのような事情でどのくらい発行するかということはいま申し上げられないわけであります。

第二の、公社債市場の育成についてどう考えるかということでございますが、公社債市場は、この問題がなくても十分育成強化をしていかなければならないということで、現在十分検討いたしておるわけでございます。

第三点は、発行するとすれば利回りをどうするかということでございますが、どのくらい発行するか、発行するかしらないか、時の財政事情によらなければわからないわけでございまして、申し上げられないわけでございまして、もし発行するとすれば、市場環境等も十分考えながら、消化可能な利回りというのを考えなければならぬというところは当然でございます。また、利子補給は一体どうするかということでございますが、これは先ほど申し上げたように、政府出資というところもあるわけでございまして、いまだどの程度利子補給が必要なのかも定かでないと思います。

で、利子補給については申し上げられないわけでございます。しかしいづれにしましても、先ほどから政府で申し上げておられますように、この空港の規模がきまらずして、事業が始まれば、この事業に必要な資金調達につきましては遺憾なきを期してまいりたいと存じます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。

質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、国務大臣の報告に関する件(沿岸漁業等振興法に基づく昭和三十九年度年次報告及び昭和四十年年度沿岸漁業等の施策について)。

農林大臣から発言を求められております。発言を許します。赤城農林大臣。

〔国務大臣赤城農林大臣登壇、拍手〕

○国務大臣(赤城農林大臣) 先般国会に提出いたしました「昭和三十九年度漁業の動向等に関する年次報告」及び「昭和四十年年度において沿岸漁業等について講じようとする施策」について、その概要を御説明いたします。

これらの報告及び文書は、沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づいて、政府が毎年国会に提出するものの三十九年度分であります。

まず、「昭和三十九年度漁業の動向等に関する年次報告」について申し上げます。この年次報告は、「第一部 漁業の動向に関する報告書」と「第二部 沿岸漁業等について講じた施策に関する報告書」とに分かれております。

第一部の「漁業の動向に関する報告書」におきましては、昭和三十八年における漁業の動向を説明いたしております。

その概要を申し上げます。第一に、漁業生産については申し上げます。わが国経済の高度成長に伴い、水産物に対する需要は引き続き増大し、質的にも高級化しつつありますが、三十八年の漁獲高は、異常冷水等の影響もあって、約六百七十万トンと前年よりわずかに減

少いたしました。このため、水産物の価格は上昇し、水産物の輸入も、供給量全体から見ればわずかでありますが、増加いたしました。わが国の漁業生産は、三十六年までは、沿岸漁業の停滞、中小漁業、その他の漁業の発展という傾向をとってまいりましたが、三十七年以降においては、沿岸漁業の生産量が増加し、漁業生産全体に占める比重が高くなってきていることが注目されるのであります。

第二に、漁業の就業数と経営体数の動向について申し上げます。両者とも引き続き減少の度を強め、特に中小漁業の雇用者と経営体の減少が目立っております。また、沿岸漁業、中小漁業のいずれにおきましても、比較的上層の経営が増加しているのに対し、下層の経営は減少し、漁業経営の階層構成が変わってきているのが目立っております。

第三に、沿岸漁業経営の動向について申し上げます。漁業所得及び漁家所得は、水産物の価格の上昇にさえられて大幅に増加し、三十八年には前年よりそれぞれ一八%及び一五%の顕著な伸びを示しました。そのうち、養殖漁家の所得の伸びがやや停滞的であったのに対し、漁船漁家の所得が著しく増加したことが目立っております。しかし、所得額の絶対水準は、なお低位にあります。また、無動力船を使用する経営階層、三トン未満の漁船を使用する経営階層、すなわち零細規模の経営においては兼業の比重を高めておりますが、三トン以上の漁船を使用する上層経営は逆に専業化の傾向を強めております。

第四に、中小漁業経営の動向について申し上げます。中小漁業においては、水産物の価格の上昇等により漁業収入が増加したため、経営収支はかなり改善されたといえます。しかし、総じて物的生産性の伸びが停滞していること、カツオ・マグロ漁業等の業種において収益性が低下していること等に問題があるのであります。階層別に見ますと、上層の一部の経営を除いては、収益性は低く、また労働条件の近代化もおおぐれております。

すなわち、下層の経営では特に資本装備率や生産性が低く、中ないし上層の経営では自己資本が不十分なため利子の負担が大きいという実情にあります。

第五に、漁業就業者の一人当たりの生産性は、前年より二三%増加し、その伸び率は、第二次、第三次産業就業者のそれをもかなり上回りました。しかし、絶対水準ではなお低位にあり、特に沿岸漁業就業者の一人当たり生産性は、第二次、第三次産業の就業者のそれに比べて、約六割の水準に達したにすぎません。

以上は第一部の概要であります。次に、第二部の「沿岸漁業等について講じた施策に関する報告書」について申し上げます。これは、昭和三十八年度を中心とし、三十九年度にも触れつつ、政府が沿岸漁業等について講じた施策を、おおむね沿岸漁業等振興法第三条の項目の分類に従って記述したものであります。

最後に、「昭和四十年年度において沿岸漁業等について講じようとする施策」について、その概要を申し上げます。

この文書は、年次報告にかかわる漁業の動向を考慮して、四十年年度において政府が沿岸漁業等について講じようとする施策を明らかにしたものであります。最近における漁業の動向は、たゞいま御説明したとおりであります。政府といたしましては、このような動向を考慮しまして、沿岸漁業等振興法に示された沿岸漁業及び中小漁業についての施策の基本的方向に従って、諸施策の推進をはかることとしております。

四十年年度において沿岸漁業等について講じようとする施策の重点をいたしまして、まず第一は、水産資源の維持増大につとめ、水産物の供給の増大と漁業生産の継続的発展をはかることとであります。このため、沿岸漁場の改良造成、遠洋漁場の開発、海外漁業の育成等に特段の措置を講じますとともに、保護水面の管理、水質汚濁の防止等の対策を強化して、沿岸及び内水面

における魚貝類の繁殖を保護し、また、引き続き、サケ・マス的人工化放流、内水面魚類の増殖、沿岸魚類の稚魚の放流等を実施することといたしておるのであります。

第二は、漁業の生産基盤である漁港の整備を促進することにより、漁業生産の安定的発展をはかることとあります。漁港の整備につきましては、事業量の拡大とともに沿岸漁業の構造改善に資するための補助率の引き上げを行ない、また、新たに漁港関連道の整備等の措置を講じて、その促進につとめることとしております。

第三は、沿岸漁業及び中小漁業の近代化と合理化をはかることとあります。沿岸漁業につきましては、構造改善事業を拡充実施いたしますとともに、新たに中小漁業について実態調査を行ない、これに基づいて業種別の振興対策を策定することといたしております。また、漁業経営の発展に大きな影響を及ぼす漁業金融につきましては、農林漁業金融公庫の融資ワクの拡大等を行なうほか、中小漁業融資保証制度について保険料率の引き下げ等の改善措置を講じ、沿岸及び中小漁業金融の円滑化をはかることといたしております。

第四は、水産物の流通及び加工対策を充実し、その供給の円滑化と漁業者の所得の安定をはかることとあります。最近における流通及び消費形態の変化の動向にかんがみ、農山村に対する冷凍魚の普及、産地における魚体処理方法の改善等について新たに助成措置を講じますとともに、従来に引き続き、流通及び加工施設の整備、取引の合理化等につとめ、さらに水産加工業の実態に即応した適切な対策を講ずるため詳細な実態調査を行なうこととしておるのであります。

この文書におきましては、これらの昭和四十年年度において講じようとする諸施策を、おおむね沿岸漁業等振興法第三条の項目の分類に従って、農林省所管事項にとどまらず、各省所管事項をも含め、沿岸漁業及び中小漁業に関する施策全般について記述いたしております。

以上、「昭和三十九年度漁業の動向等に関する年次報告」及び「昭和四十年年度において沿岸漁業等について講じようとする施策」につきまして、その概要を御説明いたしました次第であります。(拍手)
○議長(重宗雄三君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。大森創造君。
〔大森創造君登壇、拍手〕
○大森創造君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題に供されました漁業の動向等に関する年次報告について、総理、農林大臣及び大蔵大臣に対して若干の質問をいたしたいと思います。
今年度の報告は、第三次漁業センサスの成果を取り入れたためか、なかなか内容も多岐にわたっており、触れていない問題はないといわれております。しかし、少し注意深く読むと、案外そうではなく、政府にとって都合の悪いことは用心深くこれを避けていることがわかるのであります。だからか、いみじくも申しましたように、何が書いてあるかではなく、何が書いてないかを見ることによつて、日本漁業の真の問題点が明らかにされるといってよいかと思うのであります。
私は、まず、政府がきわめて用心深く避けている漁業における階層分化の問題についてお伺いしたいと思っております。昨年の報告と違つて、ことしは、大資本の営む漁業についても、その他の漁業として若干触れていますが、このように平面的に、大資本漁業、中小漁業、沿岸漁業を並列しただけでは、真の問題点は出てきません。中小漁業及び沿岸零細漁業が、生産及び流通の場で、どのように大資本漁業によつて圧迫収奪されているかを具体的に分析することなしには、中小漁業や沿岸漁業の真の発展の道を求めることは不可能であります。そこで総理大臣にお伺いいたしますが、ますます開いてくる傾向にある漁業内部の格差を縮小するため、大資本漁業の活動を、中小漁業に対する圧迫と収奪を押える意味において、その限りにある程度規制する意思が、そして勇気があつかうか。それをあえて行なう意思と勇気がなければ、中小漁業の活路はないのではない

かと信じていますが、いかがでしょう。どのような具体的施策によって、漁業と他産業間及び漁業内部における格差を解消しようと考えているかを、率直にお示し願いたい。私がこでちようちよう申し上げるまでもなく、聡明な総理は事態をおわかりのはず、ただ、それを実行に移す勇断をお持ちかどうか、念のため伺いたしたい。

次に、報告は、沿岸漁業における所得格差に触れているが、それによると、機船漁業では、北海道海区、中区太平洋海区及び瀬戸内海区が全国平均を越え、ノリ養殖では、有明海、東海海区及び瀬戸内海区、カキ養殖では、瀬戸内海区の所得が圧倒的に大きいと述べております。しかるに、政府は、一方で沿岸漁業の振興を唱えながら、他方では、これらの優良な漁場が、工場汚水の流入や埋め立てによって失われていくことに対して、目をおおっていることは納得できないところであり、わが党が提案した水質汚濁防止法案を、独占資本の要求に基づいて骨抜きにし、いわゆる水質二法を衆議院で成立させたよりであり、これが、さる法にすぎないことは、二法の実施以来かえって汚水による被害が増していることによっても明らかであります。そこで総理に伺いたい、水質二法の効果が、事実によって、ほとんどないことが示された今日、この二法を抜本的に改正強化する意思があるかどうか、また、このように沿岸漁業にとつての優良漁場を次々に荒廃させておきながら、なおかつ、沿岸漁業の振興を言い得るために、一体どのような施策をとらうとするのか、具体的にお示し願いたい。

次に、農林大臣にお尋ねしますが、大臣は、沿岸漁業の発展のために重要なこれらの漁場を資源保護水域として指定、同水域において漁場を荒廃させ資源保存の妨げとなるごとき汚水の流水等を阻止し、あるいは漁場の埋め立てを規制する措置をとる決意を持っておられるかどうか、さらにまた、沿岸漁業におけるかかる地域差をなくすために、生産性の低い地区に対してどのような振興対策をとらうとしているのかをお伺いたしたい。

第三点として、漁業金融の問題について伺つて

おきたいのであります。白書は漁業金融に触れて、漁業では自己資金が少ないうえに借入れ金が多く、経営を圧迫しているとして述べております。事実、中小漁業では過剰投資の傾向が著しく、資源との関係で経営がますます困難になってきています。たとえば、きのうまで中小漁業の花形としてうたわれていたマグロ漁業も、今日では、資源を無視して行なわれた政府の許可の乱発と漁業者の漁船大型化競争によって、著しい過剰投資を招き、その結果として資源条件を悪化させ、漁獲率の低下、漁場の遠隔化による操業経費の増大等によって、経営状態を悪化させているのであります。このため、一時、トン四十万円以上もしていた許可の権利が、今年は十万円近くまで下がり、許可を担保とする金融を困難とするに至り、必要資金を手に入れるために、従来にもまして不利な条件を押しつけられております。金利負担の増加は、これはまだしき水揚げ総額の三割近くも金利負担に取られる者もあるように聞いておりますが、その金利負担の増加によって、中小漁業の経営はいよいよ困難となつております。また、トン以下の漁家の借入れ先を見ると、有利な政府資金はわずかに全体の二割に満たないのに、個人その他からの借入れ及び漁協からの借入れはそれぞれ四割近く達してあります。そこで大蔵大臣及び農林大臣にお伺いするが、政府は、中小漁業及び沿岸漁業の金利負担を軽減すること、漁業経営の立て直しをはかるため、少なくとも漁船漁具の建造資金については、年利三分五厘以下、償還期限三十年以上の長期低利の政府資金を大量に供給することを御提案申し上げますが、お考えのほどをお聞かせいたしたいのであります。また、トン以下の漁家漁業の金融の円滑化をはかるため、制度金融の中に沿岸漁民用の特別資金ワックを設け、個人や漁協からの高利の金を借りなくとも済むようにする施策をいたす意思があるかどうか、明確なお答えをいたしたいのであります。なお、固定債務のたな上げについても、

この際お考えを聞いておきたい。

第四点として、水産資源の問題についてお聞きしておきたい。最も重要な資源の問題がごとしも全く触れられていないことは、納得できません。歴代政府の怠慢によって、資源の動向に関する研究が十分ではないうえ、完全に科学的な分析をあらゆる分野にわたつて行なうことは困難ではありましよう。しかし、いやしくも漁業白書が水産の動向を正しく把握し、それに基づいて適当な施策を打ち出すものである以上、たとえ十分なものでもなくとも、生産の基礎となる資源の動向をつかんだ上ではなければ、權威ある施策とはなり得ないのであります。そこで農林大臣にお聞きしますが、あなたは、来たる四十年年度の白書では、資源の動向、特に漁業経営の面から見た資源の動向について報告する用意があるかどうか、率直にお示し願いたい。

次に、国際漁業の問題に関連して、総理並びに農林大臣にお尋ねしたい。白書によれば、従来、日本漁業の発展をささえてきた国際漁業の伸び悩みによって、日本漁業の生産量が全体として低下したことが示されております。国際漁業の漁獲が減少した理由には、資源条件の悪化によるものも含まれているが、同時に、日本漁業に対する国際的な規制によるものが大きいことは、政府といえども否定できないと思ひます。しかるに、政府の態度を見ていると、どこまで真剣に国際漁業の発展に努力しているかを疑わしめるものがあることは、きわめて遺憾であります。たとえば、昨年六月条約期間の満了した日米加漁業条約の改正問題についても、わが党のたび重なる要求を無視して軟弱な交渉に終始し、ついにその廃棄通告すらなし得ず、いまだに不平等条約改正の目途さえも立っていないありさであることは、周知のことです。現在行なわれている日韓漁業交渉についても、同様の感がいたすのであります。国際法を無視し、広大な公海に一方的に設定された李ラインの無条件撤廃の要求さえも、日韓協議の早期妥結の妨げになるとの考えによつて

放棄し、韓国側が公然と、李ラインは漁業保護ラインとしてあくまでも守ると主張していることを知りつつ、漁業交渉が妥結すれば李ラインは自然に消滅するかのよう国民を欺いておられます。

総理にお聞きするが、李ラインの問題についてどのような保障の確約を得ているかを、この際あらためて、はっきりと、この本会議において国民の前にお示しいただきたい。

以上を要約してみますと、いずれにせよ、現在は日本漁業の一大転回期と言えましよう。この転回期にあたり、日本漁業の向こうべき方向を政府が示すべきであり、そのあるべき姿を明示するため漁業基本法を提案し、その実態を明らかにする意思があるかどうか、伺いたしたのであります。わが党は、この白書の基礎となつた沿岸漁業等振興法が提案された昭和三十八年、第四十三回通常国会に、同法案とともに漁業基本法案を提案し、漁業に関する新たな政策の目標とその原則を明らかにしているものであります。漁業界にありましては、白書に言う「その他の漁業」業界においても、基本法を制定すべしとの声の高まりを聞くのであります。また、沿岸漁業等従事者の労働条件と海難について伺います。労働力の不足、漁業労働従事者の賃金引き上げ要求の激化等を考えますときに、漁業労働賃金の支払い制度の旧態依然たるを感ずるのであります。このことは、漁業経営の近代化が進んでおられないことに根本問題があるのであつて、経営者自身が、賃金には歩合制をとつて漁夫のしりをたたき、かつ、その資本設備を惜しみ、おのずから漁夫をして他産業へ追いやるのみならず、ひいては経験不足の船員を雇ひ、海難事故を招く結果となつておられるのであります。昨年一年間で、北海道だけでも沈没した漁船七十四隻、死亡、行方不明百七十九人になっております。海難事故防止のため諸種の規則等がありますが、しかし、漁獲物の限度以上の積載、船員の無資格、救命艇等の欠除など、人災とも言える事故が多かつたのではないだろうかと思ひます。

昭和四十年四月九日 参議院會議録第十三号

国務大臣の報告に関する件（沿岸漁業等振興法に基づく昭和三十九年度年次報告及び昭和四十年度沿岸漁業等の施策について）

四八二

す。私は、少なくともこの冬期間に起こつた海難事故の直接間接の原因を究明して、來たる四十年度に講じようとする施策に再々検討を加え、早急に

少なくとも来たるべき冬までに万全の措置をとるべきと考えるが、農林大臣のお考えを承りたい。

水産物の輸入について、農林大臣にお尋ねします。

その輸入額は二百十四億円で、輸出額の二一％にすぎないが、今後も輸入の増加が見込まれるだろうと白書は述べています。輸入品目の大半は、中小漁業者の漁業経済に影響するものが多いのであります。わが党の漁業基本法案では、「国は、水産業の安定に資するため、国内産水産物と競合する外国産水産物について、関税の適正化、輸入制限その他必要な措置を講じなければならぬ。」としておるのであります。したがって、貿易自由化のあらしがわが国経済の底辺にある沿岸漁民にまでもなおいかぶさってくることは必至であります。最近輸入の急増をみております魚粉、高級魚にしても、しかりであります。農林大臣は、この沿岸漁民の貧困さを思うとき、貿易自由化あるいは国際友好の美名に迷わされることなく、わが国の水産物の生産量と需給、また、その価格の動向により、漁家経済の安定を第一として輸入量を決定されるときえませんが、その決意のほどを承りたいと存じます。

なお、韓国ノリの輸入については、本院の農林水産委員会の決議もあることでありますのに、今回の日韓漁業交渉において二億枚以上の輸入を認められておるようでありますが、その交渉の経緯をお聞かせいただきたいのであります。

以上御質問申し上げた点について、誠実かつ明確なお答えをお願いするとともに、来年度の報告においては、階層分化の問題及び資源の問題について、避けて通る態度を改め、科学的分析を加えるよう努力するとともに、価格の問題についても、価格の値上がりによって漁業所得が増大したと、全階層を案視一色に塗りつぶしてしまいうでなく、階層別に見た価格の推移、及び、三十七年

以来実施している沿岸漁業構造改善事業の成果と欠陥についても報告するよう、重ねて要望して、私の質問を終わります。（拍手）

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣（佐藤榮作君） お答えいたし

漁業の内部格差をいかにして是正するかというお話であります。ことに中小企業が大企業に収奪されておる、こういう表現をされておりました。しかし、私は、いわゆる大企業と中小企業とは、おのずから活動の分野を異にしておる、また、活動の分野が一緒であるような場所においては、いわゆる許可制の運用によりましてその間に協調が保てるように、農林省が特に指導しておると思います。したがって、いわゆる共存共栄の立場において大資本と中小資本との間の育成強化をはかつていくことが望ましい姿ではないかと思ひます。

第二点といたしまして、水質二法についての御批判がございました。私もこの沿岸の瀬戸内においてまして、水質二法が沿岸漁業に十分の効果を發揮しておらない、こういうような点については、私も同様の感じを持っております。ただいまのようなお話が、各地におきまして、沿岸漁業の魚礁をいたためおるとか、また、成育する魚族に変化を来たしておる等々の問題があるだろうと思いを。今日、水質二法がございしますので、その運用

につきまして、特にたいま御指摘になりました
ような点を十分検討して、また、公害防止の技術
開発等についても、私どもが特別なくふうをすべ
き、そういうときではないだろうか、かように思
います。ただ、水質二法によりましては全部保護
できない、かような結論に達すれば、これが改正
等についてもさらに研究すべきものだろうと私は
思います。

次に、国際漁業についてのお話ございましたが、日米加条約等については農林大臣からお聞き取りをいただきたいと思ひます。また、資金あるいは海難事故等の重要な事項もお尋ねがございましたが、これも農林大臣に譲ることといたしました。

て、この際に、いわゆる日韓交渉のうちで、漁業関係につき、李ラインというものをいかに見ているかという点についてのお答えをいたしたいと思っています。

おそらく、この点は、農林大臣等からしげしば他の機会にお話を申し上げたことだろうと思いますが、今回の日韓交渉にあたりまして、漁業問題において李ラインがいかに処置されるかという、これはたいへん重要な問題でございます。特に私ども関係者としてしましては留意して、そうして漁業交渉をまとめた、かような気持ちでございます。したがって、いわゆる韓国側の漁業に

る。一方、公海に於ける漁業の取締りについては、今度はいわゆる旗国主義によつて裁判管轄權等を行なっていくということにきめたのであります。したがって、公海の漁業の取り締まりは、今後は事かわつて、いわゆる日本の旗を立てている日本の漁船に対しては日本がこれを取り締まっていくことになるのであります。

したが、いまして、この前文等につきまして、公海自由の原則が尊重されるべきものであるということも明確にうたうのでございますが、今後は、こ

の協定が実現いたしましたれば、いわゆる不法に韓国の官憲によりまして追跡あるいは拿捕等の事態が今後は起こらない、いわゆる安全操業ができる、こういう状態になるという確信をいたしておるのであります、いわゆる李承晩ラインというもの、今回の漁業関係では、そういう意味で、別にこのラインをどうこうとは申しませんが、とも、実際のいたたいま申し上げるような処置がとられるということによりまして、長い間の問題の解決を見る、かように私は信じておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕
○國務大臣（赤城宗徳君） 水質汚濁につきまして

は、総理からも答弁をいたしました。私の方から申し上げます。いまの水質汚濁防止の二法律がございしますが、その法律の効果が鈍いことは私たちも承知しています。これではいけない、こう思います。水質汚濁による被害の著しい水域を指定して、これにつきまして水質基準を設定し、工場排水等の規制を行なっているのでもございますが、今後は、さらに関係官庁と協議しまして、水域指定を急いでいきたいと思っております。それから指定水域数をふやすことにとめて、せつかくの水質汚濁防止の二法律を活用していく、こういうふうに考えております。

第二に、漁業の金融の問題を御指摘になりました。漁業の金融に関しては、金利とか償還期限等につきまして、大幅な改善をはかり、特に、融資ワクにつきましては、毎年増加してまいつてきております。漁船漁具に対する政府資金の融通は、御承知のように、農林漁業金融公庫の沿岸漁業構造改善事業推進資金等によつて行なつております。そのうち、特に重要な施策目標としておりますこの資金につきましては、相当部分につきまして、いま御指摘のように、金利は三分五厘の利率、償還期限等は、漁船等の耐用年数に基づきまして現行十五年、こういうことにいたしておりますので、これで間に合うというふうに私どもは考えております。

また、沿岸漁業向けの制度金融としては、沿岸漁業構造改善事業推進資金等により、漁船、漁具、養殖施設等につきまして、すでに長期低利の金融を行なつておる、また、貸し付け計画につきましても、四十年度は前年度を上回る二十九億九千万円、こういうふうに予定して、沿岸漁民の金融の円滑化につとめておるわけでございますが、さらに一そうその線を進めていきたい、こう考えます。

漁業資源について、来年度の年次報告に報告で
きるような措置をとれ、こういうことでございま
すが、水産資源の現状及び動向につきましては、
私どもも大きな関心を持っており、長年にわたりま

して、かなり大規模な調査研究を継続してきております。今後とも、水産資源に関する調査研究は、一そう充実していきたいと考えております。四十年代におきましては、遠洋漁場調査のため、大型調査船の建造等の措置を講ずることとしております。しかし、水産資源につきましては、その性質上、調査研究の現段階ではなお未知の分野が多く、その状態を正確に把握することが困難な面が少なくないのでございます。しかし、御趣旨はごもっともでございますので、できるだけ御趣旨に沿っていききたいと思ひます。

国漁業について、日米加条約について廃棄通
 告も行なわないではないか、不平等条約の改正に
 努力を欠いておるのじゃないか、こういう御指摘
 でございますが、日米加の關係を無条約状態に置

くということは好ましくないことでございます。これが改正を協議いたしておるわけでありま
す。その協議におきましても、不平等の点は、こ
れはぜひ直さなくてはならぬということで、三
回にわたりまして漁業の交渉を続けておるわけ
でございます。第三回目のオタワにおきます会議等
におきましては、三国の相互理解が相当深まっ
てきております。一面、お互いの見解の相違点もま
たはつきりとしてきていまして、最終的合意を見
るには至らなかつたけれども、わが国の要求等は
相当理解を深めております。でありますので、不
平等の点をやめさせるように、従来どおりの方針
で条約改正のために今後も努力する考えでござい
ます。

李ラインの問題につきましては、総理から御答弁があったように、専管水域を設け、あるいは共同規制区域を設け、あるいは取り締まり等は旗国主義でいく、こういうことでもって、いままでの李ラインの区域を専管水域の十二海里の区域内に限定するというような措置をとることにいたしましたし、また、協定ができる場合に、それを確認するために、公海自由の原則をさらに確認させる、こういう措置をとっておりますので、安全操業ができるという確信を持っております。

昭和四十年四月九日 参議院會議録第十三号

次に、漁船の海難防止のごことでございますが、漁船の海難が、運航の誤りと機関取り扱いの不良等の人的な事故に基づくものが多いということと、御指摘のとおりでございます。そういうことは、かんがみまして、漁船の運航、機関及び無線技兩者の養成に対する助成等に力をいたしていきなさい、こういうふうに考えております。

次に水産物の輸入の問題でございますが、水産物の輸入は現在大部分が自由化されておりますけれども、沿岸漁業に与える影響の大きい特定の水生動物、たとえばノリとか、ブリとか、ニシンとか、イカとか、アジ、サバ、サンマ、イワシ、コブ、魚粉等、こういうものにつきましては、なお部分輸入の制限を続けたい、こう考えております。

これに關連いたしまして、韓国ノリの輸入につきましてのお尋ねがございましたが、日韓交渉に
おきまして特に韓国側から強い要請がありまし
た。けれども、私どもの立場としては、国内産の
ノリの需給状況にとらみ合わせて、国内生産者に
悪影響を与えないという前提で、輸入は二億枚か
三億五億枚の間でふやすということは考慮する、し
かし、前提はあくまでも生産者に悪影響を及ぼさ
ないということが前提でございます。その前提の
上に立って二億枚以上を輸入することも考慮す
る、こういう話し合いをしておったわけでござい
ます。以上、お答えいたします。(拍手)

〔國務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

点でございます。その一つは、漁船漁具等に対して長期低利三分五厘、期間三十年というようなものを設けてはどうかということでございます。第二点は、沿岸漁業の一そのの振興をはかるため、制及金融の中に特別ワクを設けよ、また、固定負債等をたな上げする考えはないかということでございます。本件につきましては、農林大臣からたまたま御説明がございましたが、重要な問題でございますので、私からもつけ加えて申し上げます。御承知のとおり、漁業金融、特に沿岸漁業の中

大臣の報告に關する件（沿岸漁業等振興法に
オリソピック記念青少年総合センター法案）

小零細漁民に対する金融につきましては、政府も可能な限り努力をしておるわけでございます。一般の漁船資金につきましては、七分五厘、十五年以内というところでございますが、農林大臣も申されたとおり、農林漁業公庫におきましては、沿岸漁業構造改善事業推進資金におきましては、非補助分において三分五厘、補助分については六分五厘、また、沿岸漁船整備促進資金におきましては五分五厘という低利な制度を設けておるわけであります。しかも、この沿岸漁業構造改善事業推進資金につきましては、四十年年度から、非補助分は、一つの地域当たりの平均融資額が二億四千万円でございますが、四十年年度から三億四千四百万円に引き上げ、特に中小漁業者の需要に十分こたえていきたいという考えでございます。

話がございましたが、農林漁業公庫以外から負債を負った負債で償還が困難で、その結果、漁船とか漁具とかを売却しなければいけぬ、またそういうことによつて経営に大きな支障があるようなものにつきました。整理資金とか経営安定資金の制度を公庫の中に設けてまして、五分、二十年以内という低利の道を開いておるわけでございます。まあ漁業資金につきましては、農林省とも十分相談をしながら、現状に適合するように格段の努力をしてまいりたいと存じます。(拍手)

○議長(重宗雄三君)　これにて質疑の通告者の発

言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長（重宗雄三君） 日程第三、オリンピック記念青少年総合センター法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長山

下春江君。

審査報告書

オリンピック記念青少年総合センター法案

昭和三十九年度年次報告及び昭和四十年年度

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

文教委員長 山下 春江
参議院議長 重宗 雄三殿

附則第一条を次のように改める。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則第十条から附則第十五条までを一条ずつ繰り下げ、附則第九条中「附則第七条」を「附則第八条」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第八條を附則第九條とし、附則第七條を附則第八條とする。

附則第六條の見出しを削り、同条を附則第七條とする。

附則第五条の次に次の一条を加える。
(経過規定)

第六條 青少年総合センターの最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終るものとする。

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、オリンピック東京大会を記念し、国の出資によりオリンピック記念青少年総合センターを設立して、青少年のための宿泊研修施設の設置、運営その他青少年の心身の鍛練のため必要な業務を行なおうとするものであつて、妥当な措置と認めたが、施行期日及び関連条項について所要の修正を加えた。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十年
度一般会計予算に、一億二千万円が計上済
みである。

業等の施策について

附帯決議

オリニピック記念青少年総合センター設置の目的にかんがみ、政府は、オリニピック選手村跡の施設中、国税庁職員宿舎として使用予定の土地建物(六棟)を、二カ年以内追加出資するとともに、青少年の心身の健全な発達をはかるため、その運営に十分な配慮をなすべきである。

オリニピック記念青少年総合センター法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十年三月三十日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

オリニピック記念青少年総合センター法案
オリニピック記念青少年総合センター法
目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
第二章 役員及び職員(第七条―第十六条)
第三章 評議員会(第十七条・第十八条)
第四章 業務(第十九条・第二十条)
第五章 財務及び会計(第二十一条―第三十一条)

- 第六章 監督(第三十二条・第三十三条)
第七章 雑則(第三十四条・第三十五条)
第八章 罰則(第三十六条・第三十七条)
附則

第一章 総則

(目的)
第一条 オリニピック東京大会を記念し、この法律により、オリニピック記念青少年総合センターを設立する。

2 オリニピック記念青少年総合センター(以下「青少年総合センター」という。)は、その設置する青少年のための宿泊研修施設を適切に運営し、青少年の心身の発達を図り、もつて健全な青少年の育成に寄与することを目的とする。

(法人格)
第二条 青少年総合センターは、法人とする。

(事務所)
第三条 青少年総合センターは、事務所を東京都に置く。

(資本金)
第四条 青少年総合センターの資本金は、青少年総合センターの設立の際現に国の有する別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産の価格の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、青少年総合センターに追加して出資することができ

る。

3 青少年総合センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

5 評価委員その他前項に規定する評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(登記)
第五条 青少年総合センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)
第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、青少年総合センター

について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)
第七条 青少年総合センターに、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)
第八条 理事長は、青少年総合センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して青少年総合センターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、青少年総合センターの業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができ

る。

(役員の任期)
第十条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

る。

(役員の欠格事項)
第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長の
二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

(役員の解任)
第十二条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができ

る。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)
第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)
第十四条 青少年総合センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が青少年総合センターを代表する。

(職員の任命)
第十五条 青少年総合センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第十六条 青少年総合センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会
第三十一条 評議員会

(評議員会)
第三十二条 青少年総合センターに、評議員会を置く。

2 評議員会は、十五人以内の評議員で組織する。

3 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならない。

一 業務方法書の変更
二 毎事業年度の事業計画及び予算

三 その他青少年総合センターの業務に関する重要事項

4 前項に規定する事項のほか、評議員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に意見を述べることができる。

(評議員)

第十八条 評議員は、青少年総合センターの業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十条及び第十二条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第十九条 青少年総合センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 青少年のための宿泊研修施設を設け、及び運営すること。

二 その設置する宿泊研修施設を利用して、青少年の心身の鍛錬その他心身の健全な発達を図るため必要な業務を行なうこと。

三 オリジナル競技大会に関する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び利用に供すること。

四 前三号の業務に附帯する業務

2 青少年総合センターは、前項の業務を行なうほか、第一条の目的の達成に支障のない限り、その設置する宿泊研修施設を一般の利用に供することができる。

(業務方法書)

第二十条 青少年総合センターは、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十一条 青少年総合センターの事業年度は、

毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(事業計画等の認可)

第二十二条 青少年総合センターは、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十三条 青少年総合センターは、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十四条 青少年総合センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書(以下「決算報告書」という。)を添え、監事の意見をつけて、決算完了後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見を添えて、決算完了後一月以内に、これを評議員会に提出しなければならない。

3 青少年総合センターは、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十五条 青少年総合センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 青少年総合センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(積入金)

第二十六条 青少年総合センターは、文部大臣の

認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(償還計画)

第二十七条 青少年総合センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたて、文部大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第二十八条 青少年総合センターは、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

信託

(財産の処分等の制限)

第二十九条 青少年総合センターは、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十条 青少年総合センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十一条 この法律に規定するもののほか、青少年総合センターの財務及び会計に関し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督

(監督)

第三十二条 青少年総合センターは、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、青少年総合センターに対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、青少年総合センターに対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に青少年総合センターの事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(解散)

第三十四条 青少年総合センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十五条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第一項、第二十二條、第二十六條第一項若しくは第二項ただし書、第二十七條又は第二十九條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十四條第一項又は第三十條の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十二條第二項、第二十九條又は第三十一條の規定により文部省令を定めようとするとき。

四 第二十八條第一号の規定による指定をしよ
うとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第三十六條 第三十三條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした青少年総合センターの役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした青少年総合センターの役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十八條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十二條第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三條の規定は、公布の日から施行する。

(青少年総合センターの設立)

第二條 文部大臣は、青少年総合センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、青少年総合センターの成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三條 文部大臣は、設立委員を命じて、青少年総合センターの設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、青少年総合センターの設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

3 設立委員は、出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 青少年総合センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六條 青少年総合センターの最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十二條中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「青少年総合センターの成立後遅滞なく」とする。

(金銭以外の財産の追加出資)

第七條 政府は、昭和四十一年三月三十一日までの間において第四條第二項の規定により青少年総合センターに出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることが出来る。

(登録税の非課税)

第八條 青少年総合センターが第四條第一項又は同条第二項及び前条の規定により政府から出資を受けた不動産の所有権の取得又は保存の登記については、登録税を課さない。

(不動産取得税の非課税)

第九條 都道府県は、青少年総合センターが第四條第一項又は同条第二項及び附則第七條の規定により政府から不動産の出資を受けた場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(登録税法の一部改正)

第十條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)

の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「国立教育会館」の下に、「オリニピック記念青少年総合センター」を、「国立教育会館法」の下に、「オリニピック記念青少年総合センター法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十一條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ二ノ二中「又ハ国立教育会館」を、「国立教育会館又ハオリニピック記念青少年総合センター」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十二條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「国立教育会館」の下に、「オリニピック記念青少年総合センター」を加える。

第三百四十八條第二項第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 オリニピック記念青少年総合センターが直接青少年の研修の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十三條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「日本中小企業指導センター」の下に、「オリニピック記念青少年総合センター」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十四條 所得税法(昭和四十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

オリニピック記念青少年総合センター
オリニピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第九号)

(法人税法の一部改正)

第十五條 法人税法(昭和四十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

オリニピック記念青少年総合センター
オリニピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第九号)

別表

一 土地

東京都渋谷区代々木山谷町三百四十六番地

所在

宅地 五万五千四百七十一・一六平方メートル

二 建物

東京都渋谷区代々木山谷町三百四十六番地

所在

鉄筋コンクリート造陸屋根付き四階建 九

むね

鉄筋コンクリート造陸屋根付き二階建 一

むね

総床面積 二万八千八百六十六・六三平方メートル

方メートル

「山下春江君登壇、拍手」

○山下春江君 たいまつ議題となりましたオリニピック記念青少年総合センター法案につきまして、文教委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の提案の理由とその内容を簡単に申し上げます。

オリニピック東京大会は、昨春秋、大成功裏に終了いたしました。その大会の際に選手村として使用した施設を、オリニピック東京大会を記念するとともに、次代をにならわが国青少年のための宿泊研修施設として使用することは、まことに有意義なことでありました。これがため、法律に基づく特殊法人オリニピック記念青少年総合センターを設立することになったのであります。

法案の内容としては、本センター設立の目的のほか、この特殊法人の資本金、組織、業務、

會計、監督等に関し所要の規定を設けております。なお、附則において施行期日等のことを定めております。

委員会の審議におきましては、各委員から、法人業務の具体的内容、特に宿泊と研修との関連、身体障害者に対する利用の配慮、運営の適正を期するための役職員の選任、オリンピック選手村あとの施設中、国税庁職員宿舎の追加出資の問題等につきましても、きわめて熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終り、二木委員より、施行期日の「昭和四十四年四月一日」を「公布の日」に改めるとともに、その他関連事項につきましても修正案が提出され、その理由が述べられました。

かくて採決の結果、全会一致をもって、二木委員の提出にかかる修正案及び修正部分を除く原案を可決すべきものと決定いたしました。

次いで、委員長より次のような附帯決議案が提出されましたところ、全会一致をもって委員会の決議とすることと決定いたしました。

附帯決議を朗読いたします。

オリンピック記念青少年総合センター法案に対する附帯決議

オリンピック記念青少年総合センター設置の目的にかんがみ、政府は、オリンピック選手村跡の施設中、国税庁職員宿舎として使用予定の土地建物(六棟)を、二カ年以内に追加出資するとともに、青少年の心身の健全な発達をはかるため、その運営に十分な配慮をなすべきである。

以上をもって御報告を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

昭和四十四年四月九日 参議院会議録第十三号 オリンピック記念青少年総合センター法案 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認められます。よって本案は、委員会修正どおり議決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長天坊裕彦君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

右

昭和三十四年三月一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

(消防法の一部改正)

第一条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

消防法目次中「第四章 消火の設備」を「第四章 消防の設備等」に改める。

第三条中「消防長を置かない市町村においては市町村長をいう。以下同じ」を「消防本部を置かない市町村においては、市町村長。第六章及び第三十五条の三の二を除き、以下同じ」に、

「又は消防署長」を「消防署長その他の消防吏員」に、「消防の活動に支障になると認める物件」を「火災の予防に危険であると認める物件若しくは消防の活動に支障になると認める物件」に改め、同条第一号中「たき火の禁止」を「たき火、溶接その他これらに類する行為の禁止」に、「たき火の場合の」を「これらの行為を行なう場合の」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理

四 放置され、又はみだりに存置された物件(前号の物件を除く。)の整理又は除去

第三条に次の二項を加える。

消防署長又は消防署長は、火災の予防に危険であると認める物件又は消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権限を有するものの氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、前項の規定による必要な措置をとるべきことを命ずることができないときは、当該消防職員(消防本部を置かない市町村においては、消防団員)に、当該物件について同項第三号又は第四号に掲げる措置をとらせることができる。この場合において、物件を除去させたときは、消防署長又は消防署長は、当該物件を保管しなければならぬ。

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十四条第三項から第六項までの規定は、前項の規定により消防署長又は消防署長が物件を保管した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村長」とあるのは「消防署長又は消防署長」と、「工作物等」とあるのは「物件」と、「統轄する」とあるのは「属する」と読み替えるものとする。

第四条第一項中「資料の提出を命じ」の下に

「若しくは報告を求め」を、「消防職員」の下に「消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員。以下同じ。」を加え、「防火対象物」を「消防対象物」に改める。

第四条の二第二項中「若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては市町村長」を「又は消防署長」に、「防火対象物」を「消防対象物」に改める。

第五条中「関係者」の下に「(特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者)」を加える。

第六条第四項中「前条」を「第五条」に、「前条」を「同条」に改める。

第九条の二中「別表で定める数量」の下に「(以下指定数量」という。を加える。

第十条第一項中「別表で定める数量」を「指定数量」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、所轄消防署又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

第十条第二項を次のように改める。

別表に掲げる品名を異にする二以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱に係る危険物の品名ごとの数量をそれぞれの指定数量で除し、その商の和が一以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

第十一条の次に次の二条を加える。

第十二条の二 製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しないで、当該製造所、貯蔵所又は取扱所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類又は数量を変更しようとする者は、変更しようとする日の十日前ま

で、その旨を市町村長等に届け出なければならない。

第十一条の三 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いは、第十條第三項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従つて危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。

第十二條第二項中「権限」を「権原」に改める。

第十二條の二中第四號を第五號とし、第三號を第四號とし、第二號の次に次の一号を加える。

三 第十一條の三の規定による命令に違反したとき。

第十三條第一項中「危険物取扱主任者を定め」の下に「命令で定めるところにより」を加える。

第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

第十四條の次に次の二條を加える。

第十四條の二 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の火災を予防するため、予防規程を定め、市町村長等の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

市町村長等は、予防規程が、第十條第三項の技術上の基準に適合していないときその他火災の予防のために適當でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

市町村長等は、火災の予防のため必要があるときは、予防規程の変更を命ずることができる。

第十四條の三 同一事業所において政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し、又は占有する者で政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものは、政令で定めるところにより、当該事業所に自衛消防組織を置かなければならない。

第十六條の二第一項中「第十四條第四項において準用する場合を含む。」及び「及び映写技術者試験」を削り、同項及び同條第二項中「危険物取扱主任者等試験委員」を「危険物取扱主任者試験委員」に改める。

第十六條の三 製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置を「危険物を仮に貯蔵し、若しくは取り扱う場合の承認、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置」に、「危険物取扱主任者若しくは映写技術者」を「危険物取扱主任者に改め、若しくは映写技術者免状」を削る。

第十六條の四第一項中「製造所、貯蔵所若しくは取扱所の」を「指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱つて」と認められるすべての場所（以下この項において「貯蔵所等」という。）に改め、「資料の提出を命じ」の下に、「若しくは報告を求め」を加え、「製造所、貯蔵所若しくは取扱所に」を「貯蔵所等に」に、「取扱が技術上の基準に適合しているかどうかを」を「取扱について」に、「関係者」を「関係のある者」に、「危険物を取去させる」を「危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を取去させる」に改める。

第三章中第十六條の六を第十六條の七とし、第十六條の五中「第十一條」を「第十一條から第十一條の三まで」に、「及び第十三條第二項」を、「第十三條第二項、第十四條の二第一項及び第三項並びに前條」に改め、同條を第十六條の六とし、第十六條の四の次に次の一條を加える。

第十六條の五 市町村長等は、第十條第一項ただし書の承認又は第十一條第一項前段の規定による許可を受けないで指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱つてゐる者に対し、当該貯蔵又は取扱に係る危険物の除去その他危険物による災害防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 消火の設備を「第四章 消火の設備等」に改める。

第十七條の四の次に次の八條を加える。

第十七條の五 消防設備士免状の交付を受けていない者は、第十條第四項又は第十七條第一項の技術上の基準に従つて設置しなければならない消防用設備等の当該設置に係る工事又は当該消防用設備等の整備（他人の求めに應じ、報酬を得て行なわれるものに係る。）のうち、政令で定めるものを行なつてはならない。

第十七條の六 消防設備士免状の種類は、甲種消防設備士免状及び乙種消防設備士免状とする。

甲種消防設備士免状の交付を受けている者（以下「甲種消防設備士」という。）が行なうことができる工事又は整備の種類及び乙種消防設備士免状の交付を受けている者（以下「乙種消防設備士」という。）が行なうことができる整備の種類は、これらの消防設備士免状の種類に応じて命令で定める。

第十七條の七 消防設備士免状は、都道府県知事が行なう消防設備士試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。

第十三條の二第四項から第六項までの規定は、消防設備士免状について準用する。

第十七條の八 消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び維持に關して必要な知識及び技能について行なう。

消防設備士試験の種類は、甲種消防設備士試験及び乙種消防設備士試験とする。

次の各号の一に該当する者でなければ、甲種消防設備士試験を受けることができない。

一 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において機械、電気、工業化学又は建築に關する学科を修めて卒業した者

二 乙種消防設備士免状の交付を受けた後二年以上消防用設備等の整備（第十七條の五の規定に基づく政令で定めるものに限る。）の経験を有する者

三 命令で定めるところにより、都道府県知

事が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

前三項に定めるもののほか、消防設備士試験の試験科目、受験手続その他試験の実施細目は、命令で定める。

第十七條の九 消防設備士試験又は消防設備士免状の交付、書換え若しくは再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第十七條の十 消防設備士は、その業務を誠実に履行し、消防用設備等の質の向上に努めなければならない。

第十七條の十一 消防設備士は、その業務に従事するときは、消防設備士免状を携帯していなければならない。

第十七條の十二 甲種消防設備士は、第十七條の五の規定に基づく政令で定める工事をしようとするときは、その工事に着手しようとする日の十日前までに、命令で定めるところにより、消防用設備等の種類、工事の場所その他必要な事項を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第二十一條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

消防長又は消防署長は、前項の規定により指定をした消防水利には、命令で定めるところにより、標識を掲げなければならない。

第二十一條の十六中（昭和三十七年法律第六十号）を削る。

第二十六條第一項中「通報に応じて」を削る。

第三十四條中「資料の提出を命じ」の下に「若しくは報告を求め」を加え、「消防長を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員」を削る。

第三十五條の三第二項中（消防長を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員）を削り、同條の次に次の一條を加える。

第三十五條の三の二 消防庁長官は、消防長又

は前条第一項の規定に基づき火災の原因の調査をする都道府県知事から求めがあつた場合において、特に必要があると認めるときは、第三十一条又は第三十三条の規定による火災の原因の調査をすることができ、

第三十二条、第三十四条及び第三十五条の二の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「当該消防職員」とあるのは、「消防庁の職員」と読み替へるものとする。

第四十条第一項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第四十一条第一項中「二万五千円」を「十万円」に改め、同項第二号中「又は第二項を削る。」

第四十一条の二中「二万五千円」を「十万円」に改める。

第四十二条第一項中「一万二千円」を「五万円」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 第十四条の二第一項の規定に違反して危険物を貯蔵し、又は取り扱つた者

第四十二条第一項に次の一号を加える。

八 第十七条の五の規定に違反した者

第四十三条第一項中「五万円」を「二万円」に改める。

第四十四条中「二万円」を「一万円」に改め、同条第一号中「第三号」の下に「第一項」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 第四条、第十六条の四若しくは第三十四条(第三十五条の三第二項又は第三十五条の三の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による資料の提出若しくは報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十四条第三号中「第八号第二項」の下に「第十一号の二」を加え、「又は第十五条第二項」を「第十五条第二項又は第十七条の十二」に改

め、同条第四号中「第十四条第四項」を「第十四条の七第二項」に改め、同条第八号中「第二十一条の下に」第三項を加え、同条第十一号中「通報の下に」又は第二号第九項の傷病者に係る虚偽の通報を加え、同条第十二号中「第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第四十四条の二中「二万円」を「一万円」に改める。

第四十五条中「第八号」の下に「第一項」を加え、「乃至第三項」を「若しくは第三項」に、「第十三条、第十五条」を「第十三条第一項、第十四条の二第一項、第十五条第一項」に改める。

第四十六条中「五万円」を「二万円」に改める。

第二条 消防法の一部を次のように改正する。

第十四条 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設保安員を定め、命令で定めるところにより、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の構造及び設備に係る保安のための業務を行なわなければならない。

(消防組織法の一部改正)

第三条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「黙写技術者試験」を「消防設備士試験」に改める。

第十八条の二中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 市町村の消防の相互応援に関する計画の作成の指導に関する事項

九 市町村の行なう救急業務の指導に関する事項

第二十四条の二の次に次の二条を加える。

第二十四条の三 消防庁長官は、地震、台風、水災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村の消防の応援に関し、当該市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対

し、当該災害が発生した市町村の消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができる。

都道府県知事は、前項の規定による消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、その区域内の市町村の長に対し、消防機関(第九条に規定する機関をいう。次条において同じ)の職員の応援出動等の措置をとることを求めることができる。

第二十四条の四 消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合においては、当該職員は、応援を受けた市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

本則中第二十六条の二を第二十六条の三とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十六条の二 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防大学校、消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関の行なう教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第十條第一項ただし書及び第十三条第一項の改正規定、同法第十四条の二の改正規定(危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認に関する部分に限る。)及び同法第二十一条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十年十月一日から、第一条中消防法第十七条の四の次に八条を加える改正規定(第十七条の六から第十七条の九までに關する部分を除く。以下同じ)は昭和四十一年十月一日から施行する。

2 第一条中消防法第十條第一項ただし書の改正規定の施行の際、現に第一条による改正前の消防法第十條第一項ただし書の指定を受けている

者は、当該指定を受けた日から起算して十日間(当該改正規定の施行の日前に経過した期間を除く。)に限り、この法律による改正後の消防法(以下「新法」という。)第十條第一項ただし書の承認を受けた者とみなす。

3 この法律の施行の日の翌日から起算して十日以内の期間における新法第十一條の二の規定の適用については、同条中「変更しようとする日の十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替へるものとする。

4 第一条中消防法第十七條の四の次に八条を加える改正規定の施行の日の翌日から起算して十日以内の期間における新法第十七條の十二の規定の適用については、同条中「その工事に着手しようとする日の十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替へるものとする。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔天坊裕彦君登壇、拍手〕

○天坊裕彦君 ただいま議題となりました消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、委員会の審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、火災をはじめ各種災害の現況に即応するため、政令で定める危険物施設等に対し、施設保安員、予防規程、自衛消防組織の設置義務等を規定することにより、危険物に関する規制の強化をはかること、消防用設備の工事に關し消防設備士制度を設けること、非常事態の場合に消防庁長官を通じて他府県の消防に応援を求めることができることとする等を、おもな内容とするものであります。

委員会におきましては、三月四日吉武自治大臣から提案理由の説明を聞き、家庭用小型消火器の検定、危険物に対する規制、消防協力等に関し質疑を行ない、慎重に審査を行ないましたが、その詳細は会議録によつてごらん願ひたいと存じます。かくて質疑を終局し、討論に入りましたが、別

昭和四十年四月九日 参議院會議録第十三号 財政法の一部を改正する法律案外一件

に発言もなく、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本会全部の問題に供します。本会に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第五、財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、

日程第六、製造たばこ定価法案(内閣提出)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長西田信一君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

財政法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月一日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

〔小字及び一は衆議院修正〕

財政法の一部を改正する法律案

財政法の一部を改正する法律

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第二項中「大蔵大臣及び委員十二人」

を「委員二十五人」に改め、同条第三項中「臨時委員」を「特別委員」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

附則第七條第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「臨時委員」を「特別委員」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「臨時委員」を「特別委員」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項を第七項とし、同条第五項中「臨時委員」を「特別委員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

附則中第七條を第八條とし、第六條の次に次の一項を加える。

第七條 昭和三十八年度以降二箇年度における歳入歳出の決算上の剰余金についての第六條の規定の適用については、同条第一項中「二分の一」とあるのは、「五分の一」とする。

附 則

公布の日

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

し、改正後の附則第七條の規定は、昭和四十年度分の予算から適用する。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

製造たばこ定価法案

右

製造たばこ定価法案

国会に提出する。

昭和四十年三月二十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

製造たばこ定価法案
製造たばこ定価法
(製造たばこの種類及び最高価格)
第一条 日本専売公社(以下「公社」という。)の製造する製造たばこ(以下「製造たばこ」という。)の種類は、紙巻たばこ、刻みたばこ及び葉巻たばことし、その種類ごとに、等級別の最高価格を次のように定める。

種 類	等 級	品 質	単 位	価 格
紙巻たばこ	一級品	上質の葉たばこを主原料に用い、精選した他の原料葉たばこを配合し、上級銘柄としての特色及び品位を保つように調製したもの	一〇本	五〇円
	二級品	上質及び中質の葉たばこを主原料に用い、選別した他の原料葉たばこを配合し、中級銘柄としての特色を保つように調製したもの	一〇本	三五円
刻みたばこ	三級品	中質及び下質の葉たばこを主原料に用いて調製したもの	一〇本	二五円
	三級品	中質及び不質の刻みたばこ用葉たばこを主原料に用いて調製したもの	一〇グラム	二〇円
パイプたばこ	一級品	精選し、特殊加工した上質の葉たばこを主原料に用い、上級銘柄としての特色及び品位を保つように調製したもの	一〇グラム	六〇円
	二級品	選別し、特殊加工した上質及び中質の葉たばこを主原料に用い、中級銘柄としての特色を保つように調製したもの	一〇グラム	三〇円
葉巻たばこ	一級品	上質の葉巻たばこ用葉たばこを主原料に用い、上級銘柄としての特色及び品位を保つように調製したもの	一本	一八〇円
	二級品	中質及び下質の葉巻たばこ用葉たばこを主原料に用いて調製したもの	一本	五〇円

2 公社が、特に上質の葉たばこを主原料に用い、精選した他の原料葉たばこを配合して調製した紙巻たばこで、高級銘柄としての特色及び品位を保つものを製造したときは、その最高価格は、前項の規定にかかわらず、十本当たり七十五円とする。

(製造たばこの品目ごとの定価の決定)

第二条 製造たばこの品目ごとの定価は、前条に定める製造たばこの最高価格の範囲内で、その品質、規格及び消費の動向等を勘案して妥当なものであり、かつ、適正な専売収入をもたらすようなものでなければならない。

(公告)

第三条 公社は、たばこ専売法(昭和二十四年法律第十一号)第三十四条第一項の規定により製造たばこの小売定価を定めて公告する場合には、当該製造たばこの種類、等級及び標準規格をあらわして公告するものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律(昭和二十三年法律第八十四号)は、廃止する。
3 公社は、この法律の施行前にたばこ専売法第三十四条第一項の規定により小売定価を定めて公告した製造たばこで、この法律の施行の際現に販売しているものの種類、等級及び標準規格をこの法律の施行後遅滞なく公告するものとする。

〔西田信一君登壇、拍手〕

○西田信一君 ただいま議題となりました二法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、財政法の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正しようとする第一点は、財政法第六条の規定の特例を設けようとするものであります。財政法第六条の規定によりますと、歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一を下らざる金額を、翌々年度の国債等の償還財源に繰り入れなければならないことになっておりますが、国債等の残高が相対的に著しく減少している実情にかんがみ、昭和三十三年、三十九年度の剰余金からの国債等の償還財源への繰り入れについては、五分の一を下らざる金額にしようとするものであります。

第二点は、財政制度審議会の機構を整備しようとするものであります。今後、財政会計制度の全般にわたって本格的な検討を行なうため、広く有識者の参加を得るよう、委員を十三名増員して二十五名とする等の改正をしようとするものであります。

なお、本法の施行がはかれることになったに伴い、衆議院において、施行期日「昭和四十年四月一日」を「公布の日」とし、国債等の償還財源への繰り入れの特例については昭和四十年年度予算から適用するという修正が加えられております。

委員会におきましては、財政法第六条の特例措置を講じようとする理由、二年後における特例措置の扱い方、昭和三十九年度の税収減少の見込みと対策、予算財源の減少傾向に処する財政運営の方針等について、質疑がなされましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、製造たばこ定価法案について申し上げます。

現行の「製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律」は、製造たばこの品目ごとに、その最高価格、名称、型式及び品質等を規定しているため、これらの事項の軽微な変更についても、そのつど法律の改正を要することになっております。

他方、最近における消費生活水準の向上に伴い、製造たばこの銘柄の多様化、品質の改善等の要望は次第に高まっておりますので、これら消費の動向を適切かつ迅速に製品に反映せしめる必要が認められます。したがって、本案は、製造たばこの定価の決定に関する手続を簡素化することとし、専売事業の円滑な運営をはからうとするものであります。

本案のおもな内容について申し上げますと、第一に、日本専売公社の製造する製造たばこの

定価について、その種類ごとに、品質に応じた等級区分を設け、等級別に最高価格を定めようとするものであります。

第二に、製造たばこの品目ごとの定価は、等級ごとの最高価格の範囲内で、その品質、規格及び消費の動向等を勘案して、妥当なものであり、かつ適正な専売収入を確保し得るよう定めることにしようとするものであります。

第三に、「製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律」は廃止し、その際、現在販売している製造たばこについては、所要の経過規定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、等級ごとの最高価格を法定することによる製造たばこの実質的な値上げの意図の有無、輸入葉たばこの価格及び混入率の状況等について質疑がなされましたが、詳細については会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、財政法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 次に、製造たばこ定価法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗雄三君
副議長 重政庸徳君

市川 房枝君	山高しげり君
林 塩君	北口 龍徳君
野知 浩之君	二木 謙吾君
石田 次男君	鬼木 勝利君
北條 鶴八君	浅井 亨君
大竹平八郎君	鈴木 恭一君
森部 隆輔君	加賀山之雄君
二宮 文造君	鈴木 一弘君
森 八三二君	上原 正吉君
野本 品吉君	松平 勇雄君
渋谷 邦彦君	柏原 ヤス君
奥 むめお君	村上 義一君
佐藤 尚武君	小山邦太郎君
木暮武太夫君	太田 正孝君
笹森 順造君	中上川アキ君
森田 タマ君	源田 実君
熊谷太三郎君	山崎 齊君
石谷 憲男君	植垣弥一郎君
岸田 幸雄君	仲原 善一君
豊田 雅孝君	天坊 裕彦君
竹中 恒夫君	鈴木 万平君
江藤 智君	亀井 光君
山下 春江君	大谷 賛雄君
佐藤 芳男君	平島 敏夫君
山本 利壽君	堀 末治君
山本 利壽君	西郷吉之助君
新谷寅三郎君	木内 四郎君
紅露 みつ君	田中 茂徳君
植竹 春彦君	平井 太郎君
草葉 隆圓君	西川甚五郎君
黒川 武雄君	鍋島 直昭君
井野 碩哉君	栗原 祐幸君
山本 杉君	丸茂 重貞君
川野 三咲君	長谷川 仁君
日高 広島君	木島 義夫君
村山 道雄君	

大谷 謙之助君	柴田 榮君
西田 信一君	稲浦 鹿藏君
石井 桂君	吉江 勝保君
中野 文門君	井上 清一君
梶原 茂嘉君	田中 啓一君
斎藤 昇君	塩見 俊二君
小柳 牧衛君	増原 恵吉君
高橋 衛君	吉武 恵市君
林屋 龜次郎君	郡 祐一君
安井 謙君	鹿島守之助君
木村 篤太郎君	迫水 久常君
矢山 有作君	小林 篤一君
吉田 忠三郎君	渡辺 勘吉君
大森 創造君	後藤 義隆君
林田 正治君	小柳 勇君
柴谷 要君	白井 勇君
大河原 一次君	伊藤 顯道君
小林 武治君	古池 信三君
宮澤 喜一君	近藤 鶴代君
杉原 荒太君	小沢 久太郎君
藤原 道子君	鈴木 強君
阿部 竹松君	岩間 正男君
小林 武君	松本 賢一君
杉山 善太郎君	中村 順造君
藤田 康太郎君	横川 正市君
相澤 重明君	田上 松衛君
向井 長年君	阿具根 登君
柳岡 秋夫君	北村 暢君
佐多 忠隆君	椿 繁夫君
鈴木 壽君	
内閣総理大臣	佐藤 榮作君
大蔵大臣	田中 角榮君
文部大臣	愛知 揆一君
厚生大臣	神田 博君
農林大臣	赤城 宗徳君
運輸大臣	松浦 周太郎君
自治大臣	吉武 恵市君
国務大臣	河野 一郎君

政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君
運輸大臣官房長 堀 武夫君

〔参照〕

四月七日、會議を開くに至らなかつたが、参照のため左に議事日程を掲載する。

議事日程 第十二号

昭和四十年四月七日(水曜日)
午前十時開議

- 第一 新東京国際空港公団法案(趣旨説明)
第二 オリジナル記念青少年総合センター法案(内閣提出、衆議院送付)

〔第十号参照〕

審査報告書

地方行政連絡會議法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和四十年三月十八日

地方行政委員長 天坊 裕彦
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、(一)地方における広域行政の総合的な計画及び実施につき必要な連絡及び協議を行なうため、全国九ブロックごとに都道府県及び指定都市をもつて連絡會議を組織し、(二)このための會議は、知事及び指定都市の市長のほか、国の関係地方行政機関の長等をもつて構成することとし、(三)連絡會議は、関係行政機関等に対し必要な協力を求めることができる等を主な内容とするもので、おおむね妥当なものと認められた。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

特許法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和四十年三月十八日

商工委員長代理理事 上原 正吉
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、千九百五十八年リスボンで改正された「工業所有権の保護に関するパリ条約」および「原産地の虚偽表示の防止に関するマドリッド協定」への加入にともない、特許出願についての優先権主張の手續、権利の不実施の際の強制実施の請求および国際連合、欧州経済共同体のごとき国際機関の記章と同一または類似の商標の使用禁止等について特許法、実用新案法、商標法および不正競争防止法の規定を整備しようとするものであつて、妥協な措置と認める。
一、費用
本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和四十年三月十八日

商工委員長代理理事 上原 正吉
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、(一)石油資源開発株式会社の取締役の枠を現在の「七人以上から九人以上」に拡大すること、(二)同社が海外の地域において、石油資源の開発に必要なる事業を営むことがで

きることを規定するとともに、同社が海外の事業を営もうとするときは通商産業大臣の認可を受けなければならないこと等を内容としており、最近における石油資源開発株式会社の事業規模の拡大、海外における石油資源開発の積極化にともなう業務運営の実情にかんがみ、妥協なものと認める。

一、費用

本法施行のため、石油資源開発株式会社出資金として、昭和四十年年度財政融資計画に七億円が計上されている。

審査報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和四十年三月十八日

通信委員長 占部 秀男
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は郵便貯金の預金者の利便を図り、あわせて貯蓄の増強に資するため、郵便貯金の貯金総額の制限額を百万円に引き上げるとともに、郵便貯金に預入することができるとする証券等の範囲を拡大しようとするもの等であり、妥協な措置と認める。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
昭和四十年三月十八日

通信委員長 占部 秀男
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、天災その他非常の災害の場合における被災者の救済に寄与するため、被災者の救済を目的とする寄附金の送金のための郵便振替貯金の通常払込み等についてその料金を免除することができるとするとともに、郵便振替貯金の利用者の利便を図るため、定期に継続してする公益事業等の料金の支払について簡便な手続による振替の制度を新設しようとするもの等であり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

第十二号(その一)中正誤

ページ	段 行	誤	正
二六八	三〇	配遇者	配偶者
二六八	三三	配遇者	配偶者
二七一	三三	二・九・七倍	二・九七倍
二七一	三五	二・二三倍	二・三三倍
二七四	四終わり	答弁	答弁
二七四	から八	答弁	答弁

昭和四十年四月九日 参議院會議録第十三号

四九四

明治三十五年
三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
（ただし良質紙は三十円）
（送料共）

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八一 四四二一（大）